

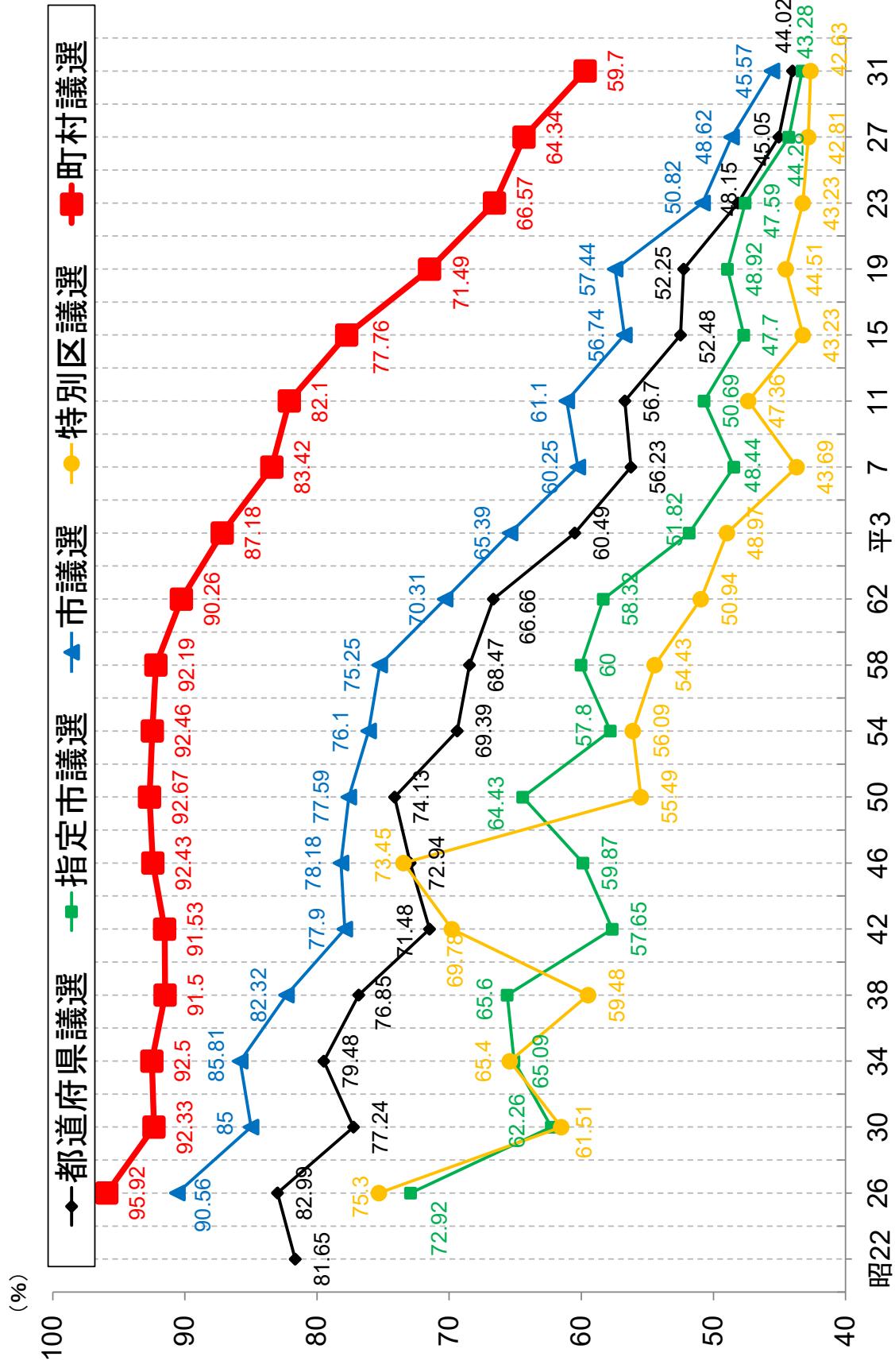
## 參 考 資 料 集

## — 参考資料 目次 —

1	統一地方選挙における投票率の推移	1
2	統一地方選挙における改選定数に占める無投票当選者数の割合の推移	2
3	女性議員数と無投票団体（市区町村議会）	3
4	平均年齢と無投票団体（市区町村議会）	4
5	地方議会における女性議員の割合の推移	5
6	住民と議会との意思疎通の充実（①～③）	6
7	女性模擬議会の開催事例（平成31年～）	9
8	女性模擬議会の開催状況について（平成26年～平成30年）	10
9	地方議会の会議規則における欠席事由	11
10	議員の通称（旧姓）使用について	12
11	議員の通称（旧姓）使用についての三議長会の通知	13
12	今後の地方議会・議員のあり方に関する決議（全国都道府県議会議長会）	16
13	多様な人材の市議会への参画促進に関する決議（全国市議会議長会）	23
14	令和3年度国の予算編成及び施策に関する要望（抄）（全国町村議会議長会）	29
15	最近の地方議会に関する制度改正の概要	35
16	諸外国の地方制度・地方議会制度	38
17	労働基準法第7条の「公民権行使の保障」について	47
18	不利益取扱いの禁止に関する条文について	48
19	近時の地方制度調査会答申の関係部分（身分に関する規制・立候補環境）	49
20	通常会期等を採用している団体の状況	51
21	夜間・休日等議会の活用状況	52
22	議員報酬等の状況	53
23	地方議会議員の年金に対する三議長会の見解	54
24	平成30年4月25日通知「地方議会に関する地方自治法の解釈等について」	55
25	大川村議会議員の兼業禁止を明確にする条例	56
26	第32次地方制度調査会答申（議会部分抜粋）	57
27	平成31年統一地方選 都道府県議会議員選挙における無投票選挙区数の状況	61
28	供託額の変遷	63
29	選挙運動期間の変遷	64

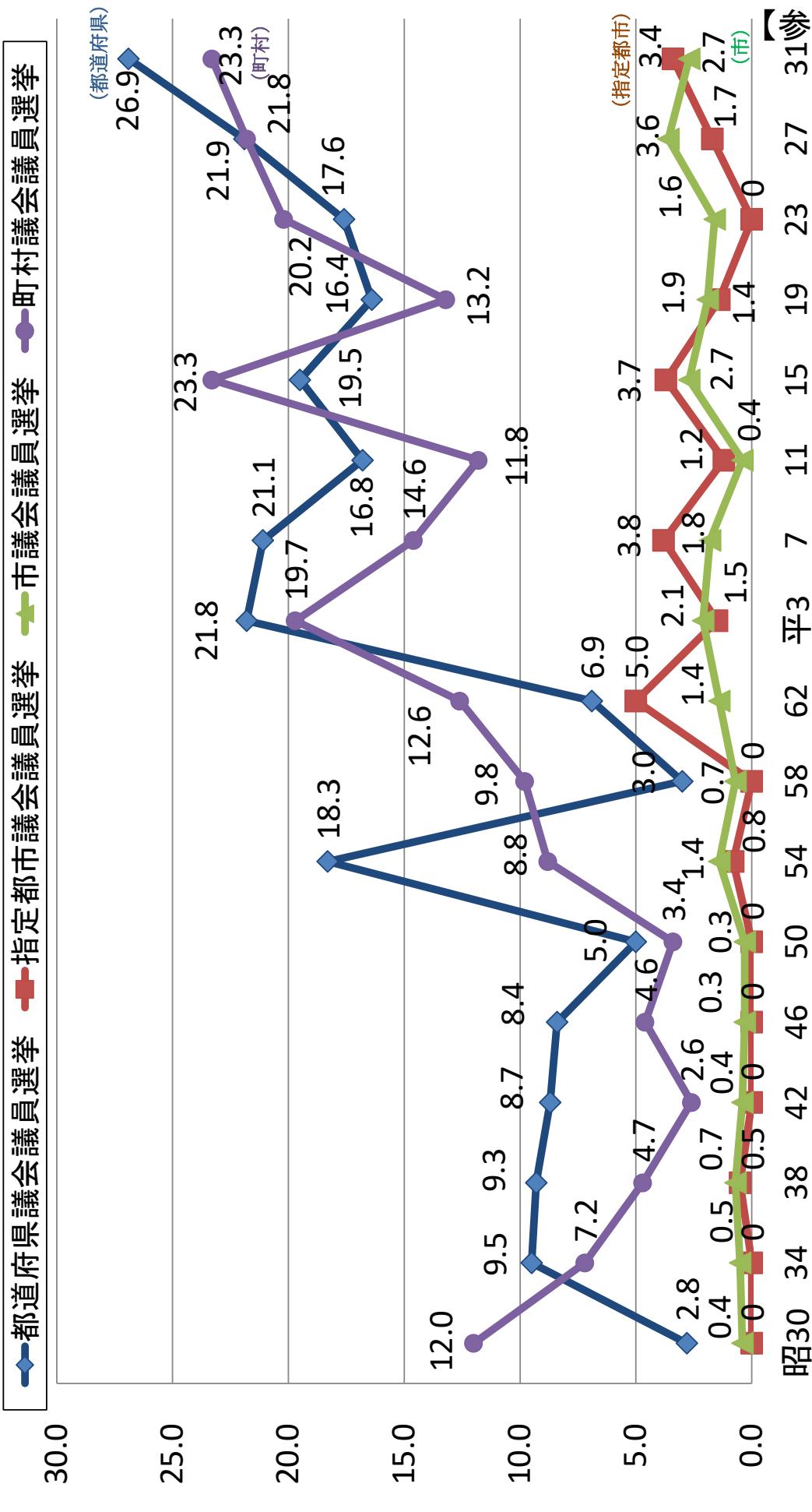
# 統一地方選挙における投票率の推移

【参考資料1】



出所：総務省「地方選挙結果調」等を基に作成。(本調査は、統一地方選挙の際に実施したもの)  
注：昭和22年の市区町村議選の内訳は調査していない。

# 統一地方選挙における改選定数に占める無投票当選者数の割合の推移



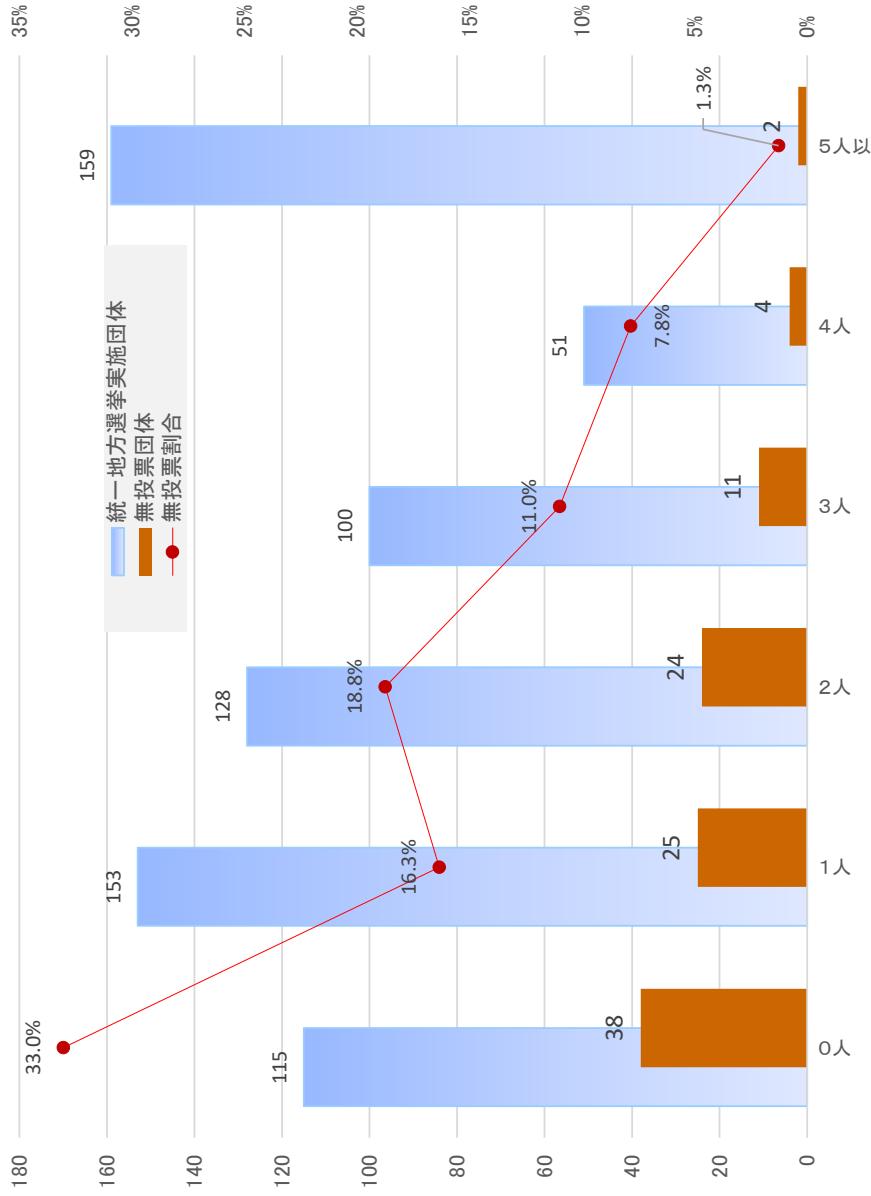
出所：総務省「地方選挙結果調」等を基に作成。（本調査は、統一地方選挙の際は調査を実施せず。）

注1：第1回、第2回統一地方選挙の際は調査を実施せず。

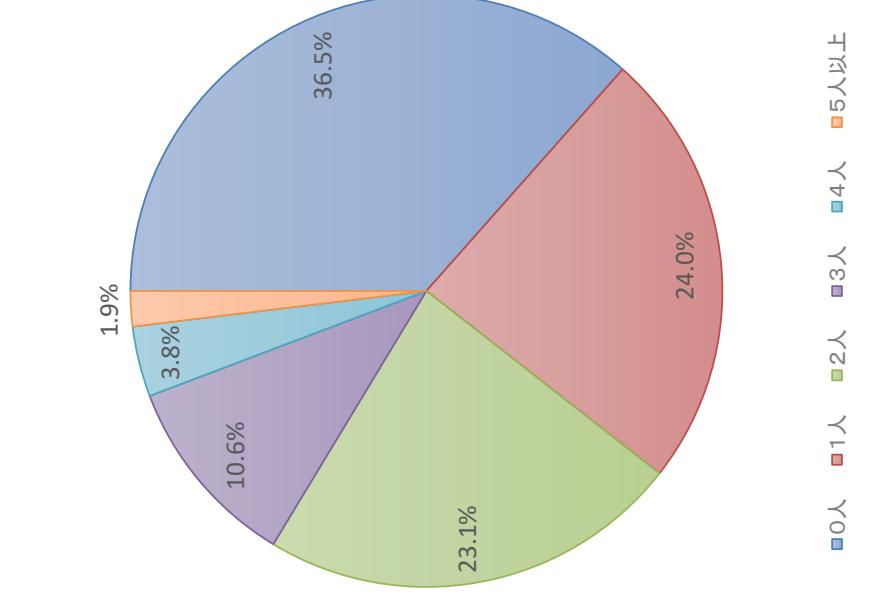
注2：市については、東京都特別区を除く。

# 女性議員数と無投票団体（市区町村議会）

女性議員数と無投票団体



無投票団体の女性議員数

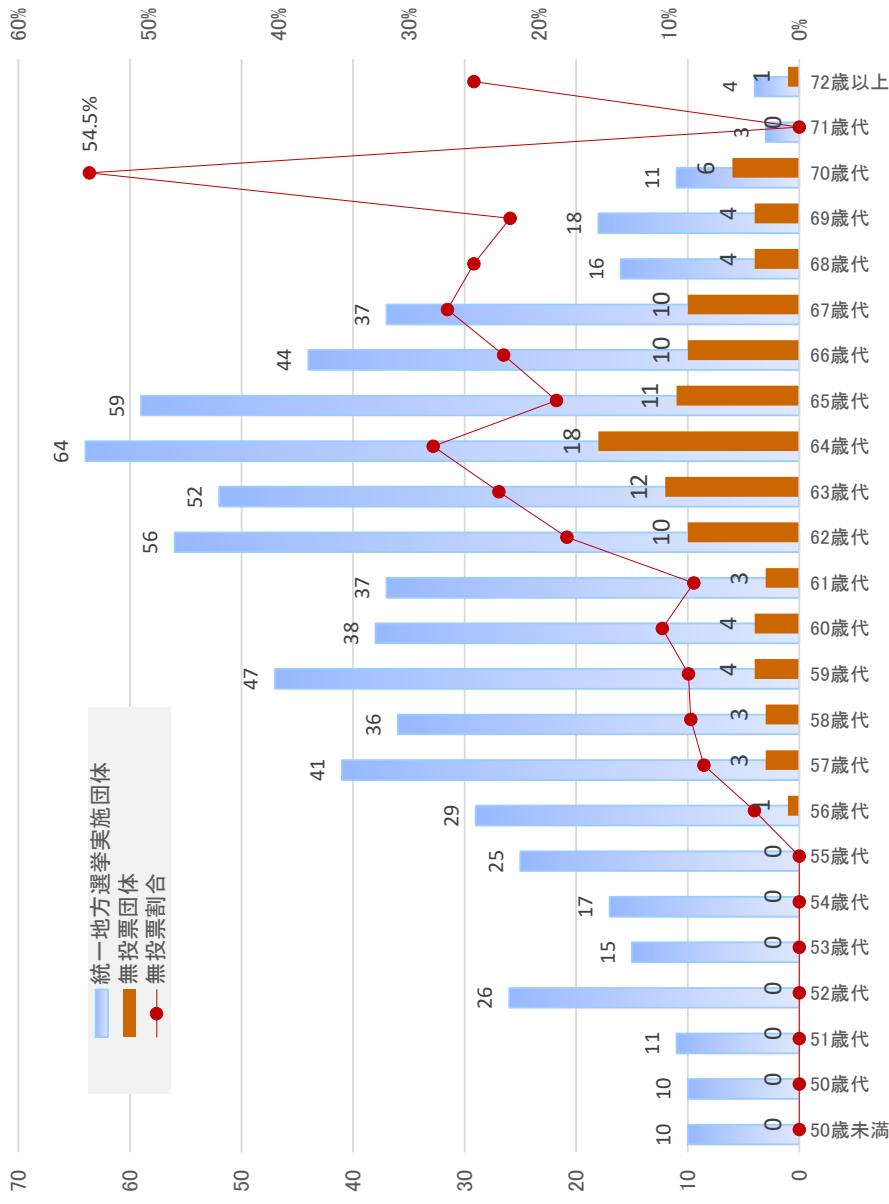


【参考資料3】

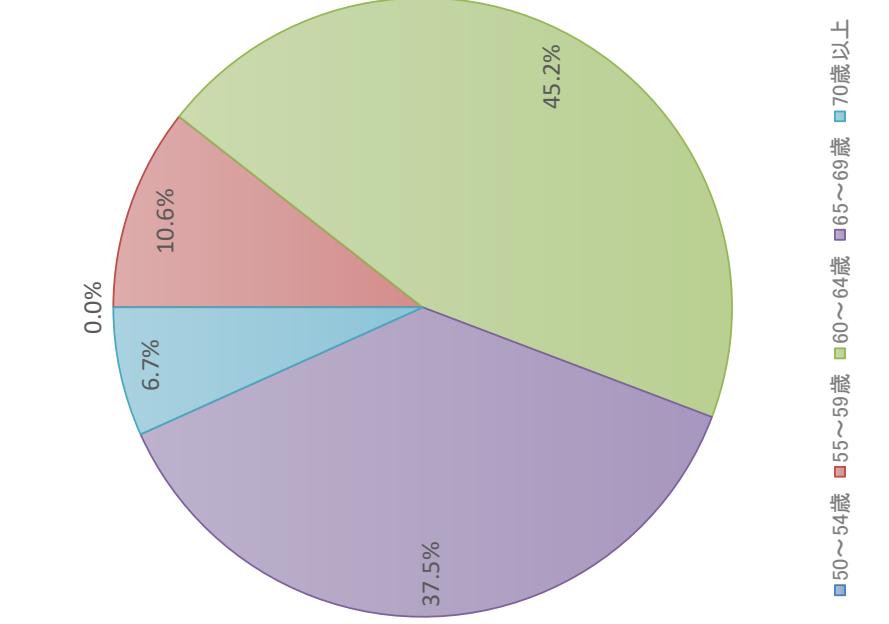
出典： 総務省選挙部資料から作成

# 平均年齢と無投票団体（市区町村議会）

議員の平均年齢と無投票団体



無投票団体の議員の平均年齢



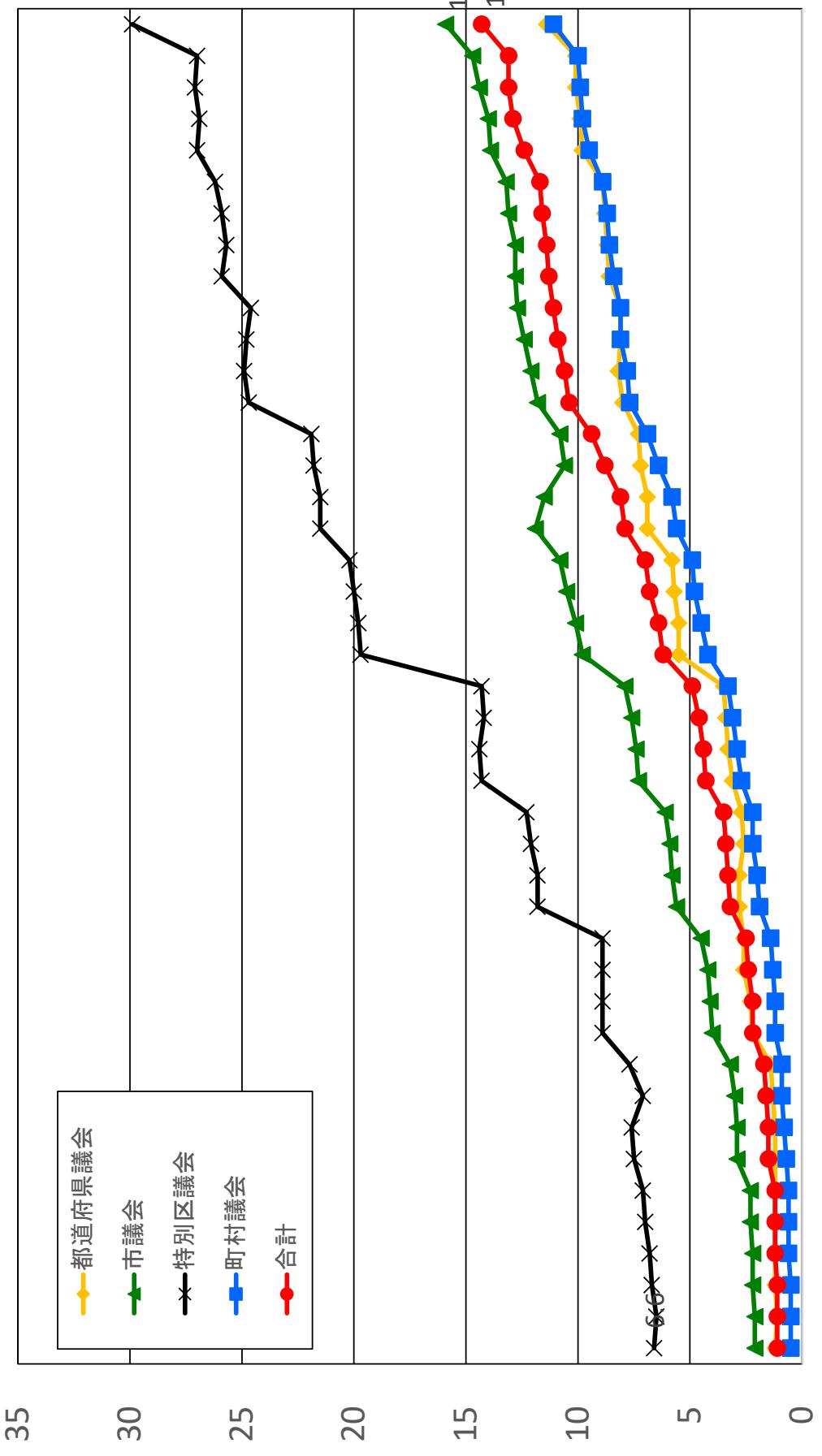
【参考資料4】

出典：全国市議会議長会「市議会議員の属性に関する調査結果の概要」（平成30年7月1日現在）から作成

# 地方議会における女性議員の割合の推移

(%)

35



【参考資料5】

出所: 総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」等により作成 (各年12月31日現在)

# 住民と議会との意思疎通の充実①（議会モニター）

## 町村議会における議会モニターリング制度の事例

### 北海道芽室町議会

#### ○ 基本情報

- ・人口(平成27年国調) 18,484人
- ・議員(平成30年12月31日現在) 16人(うち女性議員3人)



(実際の様子・2017地方議会活性化シンポジウムより)

- ・「町民により開かれた議会を目指す」という活性化策として導入された。
- ・本会議及び委員会の傍聴などを踏まえ、「議会運営等に向けた意見・提言などを広く聴取し、議会運営に反映すること」としている。

#### ○ 実績

- ・平成24年度以降毎年開催。

### 北海道栗山町議会

#### ○ 基本情報

- ・人口(平成27年国調) 12,344人
- ・議員(平成30年12月31日現在) 12人(うち女性議員2人)



(実際の様子・栗山町議会HPより)

#### ○ モニターリング制度の概要

- ・平成21年度から導入。
- ・議会の運営等に向け、町民からの要望、提言その他の意見を広く聴取し、町議会の運営に反映させ、もって町議会の円滑かつ民主的な運営を推進することを目的とするもの。

#### ○ 実績

- ・平成21年度以降開催。

### ○ 議会モニターリング制度を採用している市

出典: 全国市議会議長会「市議会の活動に関する実態調査結果」(平成30年12月31日現在)

- 岩手県北上市、岩手県久慈市、岩手県滝沢市、宮城県登米市、宮城県白石市、宮城県滝沢市、宮城県鶴岡市、福島県会津若松市、群馬県桐生市、埼玉県加須市、埼玉県戸田市、東京都町田市、神奈川県伊勢原市、石川県加賀市、石川県加賀市、福井県越前市、福井県大野市、長野県塩尻市、静岡県富士市、愛知県岩倉市、愛知県北名古屋市、三重県四日市市、京都府京都市、大阪府大東市、兵庫県養父市、兵庫県朝来市、兵庫県朝来市、奈良県桜井市、奈良県桜井市、山口県防府市、山口県防府市、山口県山陽小野田市、徳島県小松島市、大分県佐伯市、宮崎県小林市、沖縄県名護市

【参考資料】

出典: 全国町村議会議長会「第64回町村議会実態調査の概要」(平成29年1月1日～12月31日)  
芽室町議会HP、栗山町議会HP

## 住民と議会との意思疎通の充実②（政策サポーター）

### 長野県飯綱町議会における取組

- 基本情報
  - ・ 人口(平成27年国調) 11,063人
  - ・ 議員(平成29年10月1日現在) 13人(うち女性議員3人)
- 背景
  - ・ 議会の政策立案能力を向上させ、長に政策提案のできる議会力・議員力の向上や議会と住民との協働による政策づくりを目指して創設。
  - ・ 同時に、住民が政策サポーターとして政策的議論に参加することを通じて議会活動に関心を持つことで、政策サポーターの中から議員のなり手が出てくることを期待。
- 政策サポーター制度の概要
  - ・ 常任委員会・全員協議会等で議論をし、議会において2つのテーマを決定。
  - ・ テーマの概略を議会報に発表し、政策サポーターを選任後、常任委員長を座長として、政策サポーター会議において議員と住民で議論を重ねる。
  - ・ 1テーマにつき7～8回程度議論を重ね、提言書にまとめ、議会から町長に対して実現を求めていく。
- 政策サポーターについて
  - ・ 定数は20名以内とし、公募又は議員推薦の者の中から議長が委嘱。飯綱町内在住か否かを問わない。
  - ・ 任期は、委嘱時から当該政策サポーターにおいて議論されるテーマの政策提言が完成するまでの間。再任はしない。
  - ・ 議論のほか、議会及び長の政策について意見を提言、住民の意見の聴取、アンケート、調査事項への協力等
  - ・ 謝金は、3,000円／回。
- 実績
  - ・ 「行財政改革」、「集落機能の強化と行政との協働」、「飯綱町における高齢者の新しい暮らし方」などこれまで6テーマについて政策サポーターハイ会議を実施し、延べ43名の政策サポーターが参加。
  - ・ 平成26年6月に政策サポーター会議において「集落機能の強化と行政との協働の推進のための政策提言書」がまとめられたことを受け、同年9月に議員提案により、「集落振興支援基本条例」を制定。
  - ・ 平成29年10月22日執行の飯綱町議会議員選挙では、政策サポーターの中から新人2名が立候補し、いずれも当選。  
(政策サポーター出身者の前職1名も再選したため、同選挙後の議会構成における政策サポーター出身者は3名となった)

# 住民と議会との意思疎通の充実③（議会と住民とのコミュニケーションの場）

## 北海道浦幌町議会～まちなかカフェDE議会・まちなかおじやまDE議会～

- 基本情報
  - ・ 人口（平成27年国調） 4,919人
  - ・ 議員（平成29年10月1日現在） 10人（うち女性議員1人）
- 背景

議会の活性化の中で実施した住民アンケート調査において、「議員と住民との距離が遠い」、「議員に伝える場がない」などの意見があつたことを踏まえ、議員が住民とふれあい、意見交換できる場を設けることを決定。
- まちなかカフェDE議会・まちなかおじやまDE議会の概要

まちなかカフェDE議会は、スーパーの一角などにカフェコーナーや議会制度等に関する展示を設置し、来訪した住民が、気軽に議員と交流することができる場を設ける取組。合わせて、住民アンケートを実施し、住民の声を政策へとつなげていくことを目指す。
- 開催実績
  - ・ まちなかおじやまDE議会
  - ・ まちなかカフェDE議会

日時	場所	訪問者数
H28.3.6(日) 9:30~15:00	中央公民館	10人
H28.5.14(土) 10:00~15:00	フクハラ浦幌店 (スーパーの一角)	10人
H28.8.6(土) 10:00~15:00	フクハラ浦幌店 (スーパーの一角)	18人
H28.11.5(土) 12:00~18:00	教育文化センター	10人
H29.3.5(日) 9:30~12:00	中央公民館	20人
H29.5.20(土) 9:30~12:00	教育文化センター	11人

○ 成果  
まちなかカフェDE議会における住民の意見やアンケート調査の結果を踏まえ、議会から町長に対して、政策提案書「安全・安心なまちづくりを目指す防災体制」を提出するなど、具体的な政策化につなげている。

○ 議会に関する展示



浦幌消防第1分団と議員のなり手不足について意見交換

# 女性模擬議会の開催事例（平成31年～）

## 富山県南砺市議会【令和元年開催】～第11回南砺市女性議会～

- 【人口】(平成27年国調) 51,327人 【議員】20人（うち女性議員1人）※平成30年12月現在
  - 平成21年度から始まつた南砺市女性議会は、南砺市女性団体連絡協議会「さわやかネットワーク」が女性の視点から市政に対して提言を行い、女性リーダーの育成を目的に開催。



○ 第11回目となる令和元年は、公募や各団体からの推薦で選ばれた14名の議員が総務・文教・民生病院・産業建設の3つの常任委員会に分かれて市内施設の視察研修や現地学習などを実施し、11月13日の本会議では、女性議員からの市政一般に対する質問や7月10日からのは、6名の女性議員から市長及び教育長に対し、①運転免許証の自主返納、②企業誘致、③防災意識の向上、④在宅医療や介護支援、⑤インフラ整備、⑥子育てなど各委員会毎に話題を交換して質問を行った。

(6名の女性議員が質問)

※南砺市HPを作成

## 香川県まんのう町議会【平成31年開催】～第10回まんのう町女性議会～

- 【人口】(平成27年国調) 18,377人 【議員】16人（うち女性議員2人）※平成30年12月現在
  - 女性ならではの視点から将来のまちづくりや福祉、教育、子育て、環境などの質問をすることで、女性が自分の意見を発表し、町政に参画する機会を創出するとともに、魅力あるまちづくりの推進、男女共同参画社会の実現に向けた人材発掘や女性団体等のネットワークづくり、さらに女性に町政への関心と理解を深めてもらうこと、女性の声や意見を町政に生かしていくことを目的として、平成21年度から開催。
  - 第10回目となる平成31年は1月13日に開催し、町の男女共同参画推進員が議長を務め、傍聴者46名が見守る中、町内各公民館運営審議委員会及び小中学校PTAの推薦により選ばれた13名の女性議員が、①避難所指定となつてある体育馆等のエアコン設置、②町営力フェの設置、③農業後継者対策等、④満濃池（※国指定名勝）周辺を活用した取組、⑤災害防止のための河川内の木竹の除去などについて町長及び教育長に対して質問を行った。



(当日の様子)

※まんのう町提供資料を元に作成

# 女性模擬議会の開催状況について（平成26年～平成30年）

- 女性模擬議会は、各地方議会において、女性の視点から住民の声を反映させることや、地域における女性リーダーを育成する等の目的で開催されており、市町村を中心に裾野が広がっている。

**市** 【出典】全国市議会議長会「市議会の活動に関する実態調査結果等」  
※下線は表中の初出年

**町村** 【出典】全国町村議会議長会「町・村議会実態調査」  
※下線は表中の初出年

開催年	開催団体数	開催団体名
平成26年	6団体	①岩手県北上市 ②富山県砺波市 ③富山県南砺市 ④静岡県島田市 ⑤岡山县玉野市 ⑥沖縄県糸満市
平成27年	9団体	①富山县小矢部市 ②富山県南砺市 ③石川県加賀市 ④山梨県韮崎市 ⑤山梨県南アルプス市 ⑥埼玉県久喜市 ⑦静岡県島田市 ⑧愛知県新城市 ⑨島根県浜田市
平成28年	9団体	①富山县氷見市 ②富山県黒部市 ③富山県砺波市 ④富山県南砺市 ⑤石川県加賀市 ⑥茨城県水戸市 ⑦静岡県島田市 ⑧愛知県新城市 ⑨岐阜県可児市
平成29年	9団体	①岩手県北上市 ②富山県小矢部市 ③富山県南砺市 ④山梨県南アルプス市 ⑤茨城県取手市 ⑥埼玉県久喜市 ⑦静岡県島田市 ⑧滋賀県大津市
平成30年	9団体	①富山县黒部市 ②富山県砺波市 ③富山県南砺市 ④山梨県韮崎市 ⑤千葉県印西市 ⑥静岡県島田市 ⑦愛知県西尾市 ⑧愛知県新城市
延べ実績	42団体	
純団体数	22団体	

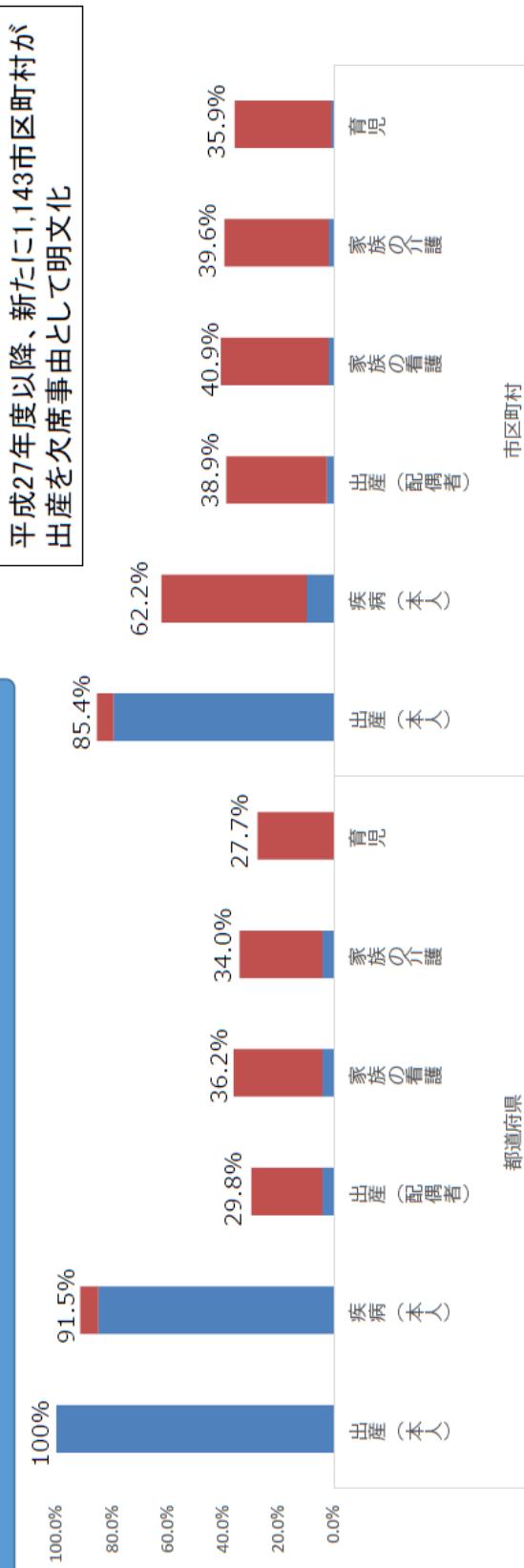
開催年	開催団体数	開催団体名
平成26年	7団体	①北海道由仁町 ②福島県川内村 ③栃木県市貝町 ④富山县入善町 ⑤山梨県富士川町 ⑥長野県軽井沢町 ⑦香川県まんのう町
平成27年	5団体	①山形県川西町 ②埼玉県長瀬町 ③富山县入善町 ④愛知県美浜町 ⑤香川県まんのう町
平成28年	6団体	①北海道大空町 ②秋田県羽後町 ③富山县入善町 ④愛知県美浜町 ⑤香川県まんのう町
平成29年	3団体	①山梨県丹波山村 ②長野県小海町 ③香川県まんのう町
平成30年	3団体	①岩手県住田町 ②長野県南箕輪村 ③香川県まんのう町
延べ実績	24団体	
純団体数	17団体	

【参考資料】

\*都道府県においては、直近の調査時点である平成25年7月～平成29年6月の間で開催実績なし(全国都道府県議会議長会「都道府県議会運営における事例調査」)

# 地方議会の会議規則における欠席事由

地方議会の欠席規定の整備状況（欠席事由として認められている事由の状況）



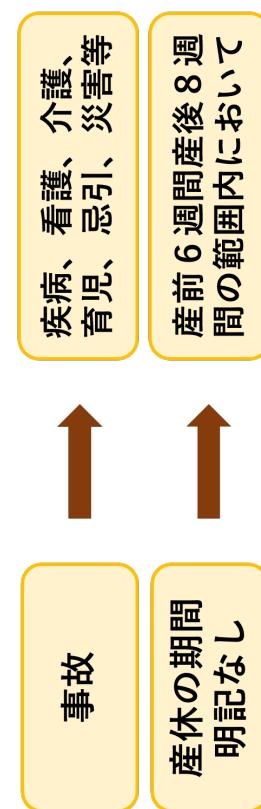
※ 記載の割合は、「議会会議規則等で明文規定あり」と「運用上認められている」の合計の割合

(備考)内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(平成30年度)(原則として、平成30年4月1日現在の状況)  
※内閣府資料から転載

## 榛東村議会議規則 主な改正内容

会議の欠席理由及び出産のために欠席できる期間の明確化

改正前 改正後



【参考資料9】

出典：地方議会活性化シンポジウム2019における群馬県榛東村議会 南議長発表資料

# 議員の通称（旧姓）使用について

## 議員の通称（旧姓）使用の取扱いの現状

- 国会議員については、参議院においては、平成9年6月9日の議院運営委員会理事会（第140回国会）において使用を認める旨の決定があり、これを先例として同年9月の第141回国会から通称（旧姓）使用が認められている。衆議院においては、それ以前から認められているが、特段明文の規定はない。
- 地方議員については、要綱等で認めている事例があるが取扱いは各議会によつて異なつてゐる。

## 〈国会の例〉

参議院先例録（抄）（平成25年版）

### 第七章 議員 第一節 応召、当選証書の対照、入場及び紹介

#### 九八 議員の氏名は、原則として本名を用いる

議員の氏名は、本名を用いることとするが、議長の許可により、その任期中、本名に代えて通称を使用することができます。  
なお、婚姻により氏を改めた議員が引き続き婚姻前の氏を通称として使用することは議長が許可したことがある。  
（注）議員の氏名は、従来、本名を用いることとしていたが、第百四十回国会平成九年六月九日の議院運営委員会理事会において、次の旨の決定があり、同年九月二十九日に召集された第百四十一回国会から議員の通称使用が認められた。

#### 一 議員氏名

議員氏名は、従来どおり、内閣総理大臣からの当選人報告に基づき、これと当選証書記載の氏名を対照したもの（以下「本名」という。）を用いるのを原則とする。ただし、通称を議員氏名として使用したい議員は、当選証書の対照後、通称使用の許可を申請することができる。

#### 二 通称の範囲

通称とは、公職選挙法制度上の通称（公職選挙法施行令第八十八条の五第七項、第八十九条第五項）とする。通称の使用が許可された場合には、以降任期中、通称使用の例外（叙位・叙勲の申請等、専ら院外で使用をするもの又は通称の使用によっては実務上混乱が生じるおそれのあるもの）を除いて、通称を議員氏名として用いるものとする。

## 〈地方議会の例〉

新潟県議会議員旧姓使用取扱要綱

平成11年5月26日議会運営委員会制定

（趣旨） 第1条 この要綱は新潟県議会議員（以下「議員」という。）が戸籍上の氏に代えて、旧姓を議会活動に使用する場合の取扱いに關し、必要な事項を定めるものとする。  
(旧姓)

第2条 この要綱における旧姓とは、婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）により、氏を改めた者との婚姻等の前の戸籍上の氏をいう。  
(承認)

第3条 議員は、議長の承認を受けたときは、別表に掲げる事項を除き、旧姓を使用することができるものとする。  
(承認の申請)

第4条 議員は、前条の承認を受けようとするときは、旧姓使用承認申請書（様式第一号）を議長に提出しなければならない。  
(承認の通知)

第5条 議長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書（様式第二号）により、当該議員に通知するものとする。  
(中止届)

第6条 議長の承認を受けて旧姓を使用している議員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届（様式第三号）を議長に提出しなければならない。  
(報告)

第7条 議長は、旧姓の使用を承認したときは又は旧姓使用中止届を受理したときは、議会運営委員会に報告するものとする。  
(責任)

第8条 旧姓を使用する議員は、旧姓を使用するに当たっては、議会活動及びその関連する事務処理に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。  
(疑義の決定)

第9条 この要綱の疑義は、議長が決するものとする。

附則  
(適用期日)  
この要綱は、平成11年5月14日から適用する。

## 【参考資料11】

全議第 288 号  
令和2年3月13日

各都道府県議会議長 殿

全国都道府県議会議長会会長  
( 公 印 省 略 )

### 議員の通称使用の取扱いについて

日頃より、本会の運営について、ご理解・ご支援を賜っておりますことに感謝申し上げます。

先般会議概要を報告いたしました2月21日の総務省の「第5回 地方議会・議員のあり方に関する研究会」におきまして、地方議会における議員の通称使用の取扱いに関し、「団体によっては、議事録において、通称ではなく本名のみで記載している例がある。選挙に出た名前と議事録に出てる名前が異なると、議員の活動を住民に知ってもらえず、問題である。」との意見がありました。また、議員の旧姓使用の取扱いに関し、「選挙では使用できるが、議会活動では使用できないという例がある。」との意見がありました。

さらに、国会では、2月28日の衆議院総務委員会等において、地方議会議員の旧姓使用の取扱いについて質問があり、総務大臣から、総務省としても、本件について「三議長会と連携して取り組んで」いく旨答弁がありました。

都道府県議会におきましては、議員の通称使用の取扱いに関し、多くの議会で認めていることが当会事務局の調により、報告されております。なお、衆・参議院においても通称使用が可能となっており、参議院では先例録に記載されております。

こうしたことを踏まえ、貴議会において、所属議員から通称使用の申出があった際には、都道府県議会における事例や、国会における運用を参考に、適切にご対応いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

(注) 通称とは、「本名以外の呼称が本名に代わるものとして広く通用しているもの」(質問主意書に対する答弁書第73号(平成28年3月15日))とされている。旧姓を含む。

※添付資料省略

全議M1第7号  
令和2年3月13日

市議会議長 各位

全国市議会議長会  
会長 野尻 哲雄

### 議員の通称使用について

早春の候、貴職におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、本会の運営につきまして特段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきましては、これまでにも本会に、議員任期中に婚姻等により姓を改めたことに伴う旧姓使用に関する照会がなされていますが、地方議会への女性の参画が進む中、婚姻等により旧姓で議員活動を行うことを希望する事例が増えるものと予想されます。

また、先の統一地方選挙後には通称で当選した議員の当選後の通称使用に関する照会がなされています。今後、日頃通称で活躍して当選した議員が、その通称のままで議員活動を行うことを希望する場合も想定されるところです。

議員の通称（公職選挙法制度の通称をいう。以下同じ。）使用については、衆参両院において、既に一定の手続のもと認められております（資料1及び3参照）。

地方議会に関しては、本年2月28日の衆議院総務委員会において高市総務大臣が、「総務省としても、地方議会における旧姓使用について三議長会と連携して取り組んで参ります。」と答弁しているほか、同月21日に開催された総務省の地方議会・議員のあり方に関する研究会（第5回）でも、地方議会において通称が使用できるよう問題提起がされております（資料2及び4参照）。

については、議員の通称使用に関する国会における先例や総務大臣答弁など関連の資料を添付いたしますので、各市議会におかれましては、その趣旨をご理解いただき、議員の通称使用について必要な措置など、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件については、全国都道府県議会議長会、全国町村議会議長会においても同趣旨の対応がされていることを申し添えます。

※添付資料省略

各都道府県町村議会議長会  
会長 殿

全国町村議会議長会  
会長 松尾文則

### 議員の通称使用の取り扱いについて

日頃より本会の会務運営についてご高配を賜り感謝申し上げます。

さて、現在、「地方議会・議員のあり方に関する研究会」において、多様な人材が議会に参画しやすくなるための方策等について幅広く議論が行われておりますが、議員の通称の使用について「旧姓使用について、選挙では使用できるが、議会活動では使用できない」という例がある。議長会において、統一的に、そのようなことがないようにご対応を検討いただきたい」「団体によっては、議事録において、通称ではなく本名のみで記載している例がある。選挙に出た名前と議事録に出ている名前が異なると、議員の活動を住民に知ってもらはず、問題である。議長会において統一的に対応していただきたい」等のご意見がありました。

また、2月28日の衆議院総務委員会等では、地方議会議員の旧姓の使用についての質問があり、高市総務大臣からは「総務省としても、地方議会における旧姓使用については三議長会と連携して取り組んでいく」旨の答弁がありました。

一方、衆議院、参議院においては、既に通称の使用が認められており、参議院では先例録にも記載されております。

つきましては、こうした状況を踏まえ、所属議員から通称使用の申し出があった際には、地方議会における事例や国会における運用等を参考に、適切に対応して頂きますよう、貴管内町村へのご周知をよろしくお願ひします。

### 記

#### ○送付資料

- ・「地方議会・議員のあり方に関する研究会」第5回会議抜粋(総務省 令和2年2月21日)
- ・「総務委員会」における議員の通称使用に係る発言(衆議院 令和2年2月28日)
- ・参議院における通称使用の取り扱い(平成25年版 参議院先例録)
- ・行政実例(昭和34年5月26日)
- ・地方議会運営の実務(全国町村議会議長会 編集・発行)

※通称とは、「本名以外の呼称が本名に代わるものとして広く通用しているもの」(質問主意書に対する答弁書第73号(平成28年3月15日))とされている。旧姓を含む。

※添付資料省略

## 今後の方議会・議員のあり方に関する決議 —地方議会が直面する喫緊の課題への対応—

日本国憲法は地方議会を「議事機関」と規定している。議会の位置付け、役割については、様々な機会等を捉え、住民に理解を求めていが、「議事機関」以上の法的規定はなく、こうした点が住民から「議会が見えにくい」と言われる要因の一つとなっている。

また、議会は会期中のみ存在する機関とみなされることが多い。そのことが議員が、非常勤と誤解される要因となっている。議員活動の実態は、議会閉会中も住民からの要望聴取に時間を割く等、年間を通じて仕事をするものとなっている。今後は、議員を職業として位置付け、併せて職務に応じた待遇とする必要がある。

議員で構成される議会は、地方公共団体の意思決定機関としての役割を担い、長と同じく地方公共団体を構成する機関として、二元代表制という表現で位置付けられてきた。地方分権改革の推進等により、議会制度改革も一定程度行われてきているが、更なる議会審議の活性化等が求められている。

このほか、投票率の低下、無投票当選の増加、立候補しづらい環境、女性議員や若い議員の不足等についても、大きな課題となっている。

こうした地方議会が直面する喫緊の課題について検討するため、本会は、令和元年5月、有識者を委員とする「都道府県議会制度研究会」（以下「研究会」という。）を設置し、令和2年3月、23の提言事項を内容とする報告書を取りまとめた。本会は、研究会から提出された報告書等を踏まえ、喫緊の課題への対応として、以下の事項を決議し、早急に実現することを強く求める。

### 1 議会・議員のあり方

#### （1）議会の位置付け、権限を明確化すること【地方自治法改正事項】

議会を団体意思決定機関として位置付けるとともに、議会機能を

明確化するため、議会の権限を規定すること。

### 条文案

#### 〔議会の設置〕

第八十九条 普通地方公共団体に、議会制民主政治における意思決定機関として、住民を代表する選挙された議員をもつて組織される議会を置く。

#### 〔議会の権限〕

第九十五条の二 普通地方公共団体の議会は、次条※に規定する議決により当該普通地方公共団体の事務の方針を決定し、並びにその管理及び執行を監視する。 ※第96条を指す。

### (2) 議員の位置付け、職務等を明確化すること【地方自治法改正事項】

地方分権改革の推進等により、議会の役割が増す中、議員は専業的な公選職としての役割を果たすことが求められており、議員を職業として位置付け、併せて職務に応じた待遇とすることが必要である。働き方改革の進展等により、今後も議員の兼業は想定されるが、議員の職務を果たすためには相応の責任と活動を伴うものとならざるを得ず、議員としての活動を行うに当たって、支障がないよう規定すること。

### 条文案

#### 〔議員の職務等〕

第八十九条の二 普通地方公共団体の議会の議員は、常に、当該普通地方公共団体の住民の意思を適切に把握し、及び当該普通地方公共団体の事務に関する調査研究その他の活動等を行うとともに、その有する識見を活用し、自らの判断と責任において、議会の審議に参加しなければならない。

② 普通地方公共団体の議会の議員は、議会制民主政治におけるその職務の重要性を認識し、その識見の向上に努め、全力を挙げてその職務を行わなければならない。

③ 普通地方公共団体の議会の議員は、他の職務に従事する場合にお

いて、議員の職務を行つたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いを受けない。

(3) 厚生年金への議員の加入のための法整備を行うこと【地方公務員等共済組合法及び厚生年金保険法改正事項】

民間企業に勤務する人々等、多様な人材が議員を職業とするためには、議員のあり方について法律上の位置付けを明確にするとともに、職務に応じた処遇とすることが必要である。今後議員になりたいと考える女性や若者を後押しするためにも、厚生年金への議員の加入のための法整備を行うこと。

## 2 議会審議のあり方等

(1) 議長に議会招集権を付与すること【地方自治法改正事項】

議会の招集権については、議会の代表者である議長に付与すること。

(2) 予算修正権の制約を見直すこと【地方自治法改正事項】

予算修正権の制約は議会の果たすべき政策実現を困難にする可能性がある。議会が住民意思を代表する団体意思決定機関であることを考慮して、現在の制約を見直すこと。

(3) 契約の締結、財産の取得・処分の議決対象の基準を条例に委任すること【地方自治法改正事項】

政令で定められている議決を要する契約の種類・金額、財産の取得・処分に係る面積・金額の基準について、議会の監視機能を強化するため、各地方公共団体が条例で定めることができるようすること。

(4) 専決処分の対象を見直すこと【地方自治法改正事項】

議決事件のうち、予算、条例案については、議会の本來的な権限である議決権の中でも特に重要なものと考えられるため、原則として、専決処分の対象から外すこと。

(5) 再議制度を見直すこと【地方自治法改正事項】

再議制度については、議会がその団体の意思を決定する機関であることを踏まえると、議会と長のバランスを崩すものであり、以下のと

おり見直すこと。

- ①一般再議のうち、条例の制定改廃又は予算に関する議決に対し異議があるときの再議決の要件である特別多数議決（出席議員の2／3の同意）を、過半数議決に見直すこと。
- ②特別再議のうち、議決又は議会における選挙が権限を超える又は法令等に対し違反すると認めるものについては、議決の意思決定を覆すための基準を明確にすること。また、再議決後は、総務大臣等への審査申立てを前置せず、直接、裁判所に出訴することができるようすること。
- ③義務費の削除又は減額の議決に係る規定に関しては、議会の予算議決権を一方的に否定するものであると考えられるため、廃止すること。
- ④災害応急費等の削除又は減額の議決に係る規定に関して、議会が再議決をし、それを長が不信任議決とみなして議会の解散を行った場合、災害発生時であるため選挙が行えない等の事情が出ることが想像される。その場合、議会は構成されず、長が専決処分を行うことになる。災害時における議会の役割が注目される現在、この再議は議会の役割を放棄させるものであり、見直すこと。

(6) 本会議及び委員会をオンライン会議により開催できるようにするとともに、議会のICT化への取組を支援すること【地方自治法改正事項含む】

新型コロナウイルス感染症や近年全国各地で頻発する大規模災害（地震、豪雨等）を巡る情勢、女性議員の出産・育児と議会活動の両立が求められている状況等に鑑み、迅速かつ柔軟な本会議及び委員会のあり方が求められている。こうしたことから、本会議及び委員会をオンライン会議により開催できるよう具体的に検討していくことが必要である。このため、地方自治法の定足数の規定や、表決のあり方を含めた運営方法等について検討の上、必要な制度改革を行うこと。また、上記開催を実現する会議システムや通信環境の構築、議会と

住民との双方向でやりとりができるオンライン会議システムの導入等、議会のＩＣＴ化への取組について技術的・財政的に支援を行うこと。

(7) 災害時における議会と執行機関との連携のあり方に関する計画策定等の支援を行うこと

議員は、執行機関よりも地域や住民に接触する機会が多く、特に災害時においては、地域の現地情報、住民からの要望等をいち早く把握することが可能であり、災害時には、議会と執行機関が連携して対応する必要がある。このため、両機関の連携のあり方に関する計画策定等の技術的支援を行うこと。

(8) 地方自治法第100条の2の依頼対象者に一般の住民が含まれることを明確化すること

地方自治法第100条の2の調査事項について、住民の声が反映できるようにするため、依頼する対象者を専門的知見を持つ学識経験者等だけに限らず、一般の住民が含まれることを明確化すること。

(9) 国の政策立案に意見書を積極的に活用し、活用結果を公表すること

議会が国会又は関係行政庁に提出した意見書については、それぞれの地域で抱える問題を解決すべく、当該議会で議論した思いが表明された議会機能の重要な行使であり、これを積極的に調査、分析し、国の政策立案に活用すること。

また、意見書の活用結果について、国と議会との意思疎通を図るためにも、ウェブサイト等により公表すること。

### 3 立候補環境の改善

(1) 市と市の合区が弾力的にできるようにすること【公職選挙法改正事項】

道府県議会議員選挙においては、無投票当選者数の割合が増加しており、とりわけ1人区において顕著である。このため、1人区を解消できるようにするための方策として、選挙区の設定は現行どおり市町

村(指定都市の区を含む。)を単位とした上で、条例により、市と市の合区が弹力的にできるようすること。

(2) 立候補に伴う企業等による休暇を保障する制度を整備すること【公職選挙法改正事項】

選挙に立候補するためには、選挙の準備、告示後の選挙運動等相当の期間を要することとなるが、民間企業に勤務する人々が通常の有給休暇で対応することは困難である。裁判員への就任の例を参考に、民間企業に勤務する人々が議員に立候補するに際して、職場において不利益な取り扱いがされないよう、制度を整備すること。

(3) 供託金の金額を見直すこと【公職選挙法改正事項】

女性や若者等にとって立候補の際に要求される供託金の負担は大きなハードルになっている。立候補しやすい環境整備を行う観点から、金額を見直すこと。

(4) 立候補に至るまでの手続を分かりやすく示した資料を作成し、公開すること

新人候補の助けとするため、国が関係団体と連携し、選挙に立候補する手順や準備等を分かりやすく示した資料を作成し、ウェブサイトにより公開すること。

#### 4 議会・議員活動への支援等

(1) 議会に調査研究・政策立案を支援及び法務に精通する人材を確保できるようにするとともに、シンクタンクの設置を支援すること

議会の調査研究・政策立案機能の向上のためには、調査研究・政策立案を支援及び法務に精通する人材の確保や、外部の知見を活用することが必要である。そのため、議会にこうした人材を確保できるよう財政的に支援すること。また、各議会が費用を分担する等の方法を講じて、外部の知見を活用した議会を支援する機構（シンクタンク）を設けようとする場合には、財政的に支援すること。

(2) 両親ともに育児休業をする場合の特例を議員にも適用すること【育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律改正事項】

両親ともに育児休業をする場合の特例（いわゆる「パパ・ママ育休プラス」）は、男性の育児休業の取得促進を図る観点から、両親ともに育児休業を取得した場合、育児休業の対象となる子の年齢を原則1歳から1歳2ヶ月に延長するものであるが、議員には育児休業がないため、これが適用されない。子育てをする女性議員等を支援するため、それらの議員を育児休業とみなすことにより、配偶者の育児休業を延長できること。

(3) 議員活動を支えるための全国レベルの研修を支援・整備すること

議員活動を支えるため、議会関係団体が実施する全国レベルの議員研修について財政的に支援すること。また、国においても、目的や時宜に応じた議員研修を整備すること。

以上、決議する。

令和2年7月14日

全国都道府県議会議長会

### 多様な人材の市議会への参画促進に関する決議

地方分権が進み、市議会の役割と責任が増している。また、社会経済の急速な構造変化を背景に、市議会には、多様化する民意の市政への反映と集約が期待されている。

一方、議員の年齢構成、男女割合、職業分布など議会構成の現状が、これから市議会の使命に沿うものか、疑問を呈する指摘も多い。

若者や女性、サラリーマンなど多様な人材の市議会への参画を促し、議会を活性化することは、多くの市議会の緊要な課題である。

加えて、先の統一地方選挙では、地方議会の無投票当選者の割合が高まるなど、小規模市議会では議員のなり手不足が深刻化している。今後、人口減少の加速により、議員のなり手不足が多くの市の共通問題になり得る懸念も否定できない。

多様な人材の市議会への参画を促す対策は、議員のなり手不足を克服する一助にもなると期待される。

このため、我々市議会は、各市の実情を踏まえ、主体的・持続的な議会改革を進め、それぞれ市の最高意思決定機関として、市民にとって魅力ある議会をつくる必要がある。

については、市議会の現状と課題について市民と双方向のコミュニケーションを深めるとともに、行政監視・政策提起能力の強化、政務活動費の適正な執行に努め、併せてＩＣＴを活用して議会運営の高度化・効率化を図るなど、議会に対する市民の理解と信頼の向上に取り組む。

同時に、多様な人材の市議会への参画を制度的に促進するため、労働法制の見直し、兼業（請負）禁止要件の緩和、広範多岐な議員活動の実態にふさわしい法的地位や報酬・福利厚生に係る仕組みの確立、さらに地方議会の一層の機能強化などに取り組む。

よって、国においては、下記事項について、一体的・総合的に検討し、成案が得られた方策から確実に実現されることを強く要望する。

#### 記

#### 第1 多様な人材の市議会への参画を促す環境整備

若者や女性、サラリーマンなど多様な人材の市議会への参画を促すため、以下の環境整備を図ること。

## **1 地方議会議員の位置付けの明確化**

議会と長の二元代表制から構成される地方自治の重要性に鑑み、地方議会議員について、住民の代表者としての責務、住民全体の奉仕者としての責務、議会権能を遂行する合議体の構成員としての責務を議員の職責として地方自治法に明記し、議員の位置付けを明確化すること。

## **2 サラリーマンが立候補しやすい労働法制の見直し**

今や就業者の9割をサラリーマンが占める。兼業・副業の意義が評価される中、若者や女性を含む幅広いサラリーマン層から市議会の議員に立候補しやすい、兼業を選択する場合も議員活動ができる、環境を整える必要がある。

このため、例えば、弾力的な休暇の取得や勤務時間の設定、議員活動のための休職など、労働基準法はじめ労働法制の見直しを行うこと。

## **3 兼業（請負）禁止要件の緩和**

地方議会議員の兼業（請負）禁止について、例えば、議員が個人として該当する場合と議員が法人の役員として該当する場合で要件が異なる、長の場合と異なり議員が市の出資法人の役員である場合に兼業（請負）禁止の適用から除外されない、といった現行制度を見直し、兼業（請負）禁止要件が立候補の過度な規制とならないよう、所要の措置を講じること。

## **4 選挙制度の見直し**

統一地方選挙での選挙実施割合が長期的に低下傾向にある。有権者が地方自治について考え、地方選挙への関心を高め、もつて多様な人材の市議会への参画に資するため、まずは、長や議員の任期の状況に配慮しつつ、年間の地方選挙をその年の1又は2の特定日に集約する仕組みを検討すること。

併せて、便乗選挙の対象拡大、供託金の引下げ、一般市の長・議員等に係る税法上の寄付金控除制度の創設について検討すること。

## 5 小規模市における議員報酬の引上げ等を促進する財政支援 (議員報酬の引上げ)

小規模市議会の議員は、概して議員報酬の水準が低く、経済的に恵まれた議員は別として、兼業しなければ生計困難に陥りかねない実情にある。

一方、議会の役割が高まるに伴い、小規模市においても議員活動が年々増大、その内容も高度化・専門化し、現実には專業として活動せざるを得ないジレンマに苦悩する議員も多く、議員のなり手不足の一因にもなっている。

このため、住民の理解を得ながら、地域の実情に応じて生計維持が可能な水準まで議員報酬を引き上げができるよう、小規模市に対する地方財政措置の強化を図ること。

### (兼業議員のための所得損失手当の創設)

小規模市では、一度に議員報酬の大幅な引上げを図ることが現実的には困難な場合が多い。当面、サラリーマンも兼業を前提に議員活動を行わざるを得ない。

このため、サラリーマンとして雇用先と兼業する議員が休暇や休職等により雇用先から賃金カットを受けた場合、収入状況に応じ、収入減の一部を補填する所得損失手当（仮称）の創設を検討すること。

## 6 育児手当の創設

子育て世代の若者や女性の議会への参画を促進するため、期末手当のほか、育児手当の支給を可能とすること。

## 7 厚生年金制度への地方議会議員の加入実現

サラリーマン等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、老後の生活や家族を心配することなく選挙に立候補できる環境を整備するため、厚生年金へ地方議会議員が加入できる法整備を図ること。

## 8 議会関連諸経費に対する地方財政措置の充実

- (1) 小規模市議会が、地域の実情に応じ、事務局の体制を強化できるよう、小規模市の議会費に対する地方財政措置を強化すること。

- (2) 以下の事項に係る経費を中心に、市の議会費に対する地方財政措置を充実すること。
- ① 議会内における保育スペースの設置や議会のバリアフリー化など議会関連施設の整備
  - ② 本会議、委員会等のウェブサイト公開、議員に対するタブレット端末の配布（貸与）、議事の自動音声翻訳、その他議会のＩＣＴ化の推進
  - ③ 議員の調査研究、政策提起能力の涵養に資する研修会の開催、議会図書室の充実（公立図書館、大学図書館等との連携を含む）
  - ④ 地域における子ども議会や女性議会の開催、有識者等との連携、その他市民との双方向のコミュニケーションの強化

## 9 地方自治教育の推進

教育の中立性の確保に十分配慮しつつ、地方自治とこれを支える地方選挙の重要性を子どもの時代から世代を超えて学習できる教育環境を整備すること。

## 第2 地方議会の権能強化

地方議会の行政監視機能や政策提起機能の充実を図る観点から、以下に掲げる地方議会の権能を拡大すること。

### 1 議長に対する議会招集権の付与

二元代表制の理念に則り、議会が自律的に活動を開始する制度を創設すること。

### 2 条例による契約の締結、財産の取得・処分の議決対象範囲の弾力化

議会の監視機能を強化するため、議決を要する契約に係る種類・金額の要件及び財産の取得・処分に係る面積・金額の要件について、地域の社会経済状況の差異と議決を契約単位とすべきとする最近の判例を踏まえ、政令で定める基準に従い条例で要件を定める現行制度を見直し、各自治体が地域の実情を考慮した基準により条例で要件を定めることができるようすること。

### **3 予算修正権の制約の解消**

議会の政策提案機能を充実させるため、現在、長の予算提案権を侵害してはならないとされている予算修正権の制約を見直し、議会の予算に対する関与を強化すること。

### **4 閉会中の委員会活動の制限の緩和**

現行制度では、議会は、閉会中、その活動能力が失われ、例外的に議決により特定の事件を付託された委員会が、その付託された事件に限り活動能力が付与されている。

このため、常時活動している執行機関に対する適切な監視や、突発的な行政問題への迅速な対応に問題があることから、議会が閉会中でも委員会が活動できるよう現行制度の制限を緩和すること。

### **5 「オンライン開催」による委員会運営の指針等の明確化**

新型コロナウイルス感染症対策の観点等から収集困難と判断される実情がある場合に、いわゆる「オンライン開催」による委員会運営が差し支えないとの総務省見解が示されたが、国会を含め現行の議会制度では「オンライン開催」を想定する議会運営のあり方について具体的な方針が確立されていない現状にある。総務省は、議事公開の要請への配慮、議員の本人確認、自由な意思表明の確保などに十分な留意を地方議会に求めているが、これらに対する具体的な考え方を示していない。

このため、地方議会制度の所管省として、委員会の「オンライン開催」に必要な手続等について、早急に明確な指針を提示すること。

### **6 議会の招集日の変更**

国の行政実例では、長が議会招集の告示をした後は招集日を変更することはできないとされており、多くの議会では、告示後に大きな災害・事故などによって議員の応招が困難な状況が生じた場合も、こうした扱いに従っている。最近の災害でも議員の応招が困難なため、定例会が流会となるおそれがあった。

このため、災害が多発する近況に鑑み、大きな災害・事故など議員の応招が極めて困難と認められる客観的理由が明らかにある場合、議会、とりわけ定例会の招集日の変更を可能とする措置を講じること。

## 7 意見書の積極的な活用について

全国の市議会から国会又は関係行政庁に提出された地方自治法第99条に基づく意見書については、これを調査・分析・評価し、国の政策立案に積極的に活用するとともに、その状況等を公表すること。

以上決議する。

令和2年5月27日

全國市議會議長会

令和 3 年度  
国の予算編成及び施策に関する要望  
(抄)

令和 2 年 7 月

全国町村議会議長会

## 第9 議会の機能強化及び多様な人材が参画するための環境整備

地方分権改革の進展により、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。

一方、町村議会においては、全国的な人口減少や高齢化の進行の影響等もあり、議員への立候補者が減少するなど、議員のなり手不足が深刻化している。

こうした状況の中、議会が住民の代表機関として適切な役割を果たすためには、議会の機能強化を図るとともに、多様な人材が議会に参画することが求められている。

このためには、議会が自主的な取組を積極的に展開し、自らの魅力を高め、住民の理解と信頼の向上に一層取り組むとともに、志を抱く誰もが議員に立候補し活躍できる環境を早急に整備する必要がある。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

### 記

#### 1 地方議会議員の位置付けの明確化

地方議会議員は、地方議会に課せられている団体意思の決定及び執行機関の監視の使命を全うするため、日常的に住民の声を広く聴取し、議案審議、政策立案、行財政の監視、調査研究等に努める旨を法律上規定すること。

#### 2 議会と長の関係の見直し

- (1) 二元代表制の下では、議会の招集権は本来、議会側にあるべきであり、必要に応じて議会を機動的に開催できるよう、議長に招集権を付与すること。
- (2) 議会と長との機能バランスを図る観点から、長の不信任議決の要件を3

分の2以上まで引き下げるここと。

また、不信任議決に対抗する長の解散権行使は廃止し、長の辞職にとどめるよう制度を改めること。

(3) 条例・予算に係る一般再議権について、特別多数議決を単純多数議決に改めること。

(4) 議会の政策提案機能を充実させるため、予算修正権の制約について見直すこと。

(5) 予算のうち議会費については、議会側の提案をもとに予算を編成する制度とすること。

### 3 議決事件に係る政令基準の廃止

議会が自律的にチェック機能を発揮するため、議会の議決を要する工事・製造の請負、財産の取得・処分の政令基準を廃止し、条例で規定できるようにすること。

### 4 議会事務局体制の強化

議会の政策立案やチェック機能を強化するため、町村議会事務局を必置制とし、事務局体制を強化すること。

### 5 意見書の積極的活用

地方議会の意見書については、調査・分析の上、積極的に国の政策立案に活用するとともに、その結果を公表すること。

### 6 委員会の「オンライン開催」における指針の提示

新型コロナウイルス感染症対策の観点等から、委員会をいわゆる「オンライン会議」により開催する場合に必要な手続等について、明確な指針を提示すること。

## **7 厚生年金への地方議会議員の加入**

国民の幅広い政治参加や地方議会における多様で有為な人材確保の観点から、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現すること。

## **8 兼業禁止の緩和**

「請負」要件を明確化するとともに請負禁止の範囲の見直しを検討すること。

特に、個人請負の場合は、請負量を基準とする法人の場合と異なり金額の多寡に関係なく一律に禁止されているため、個人も法人と同じ要件に緩和すること。

## **9 休暇・休職・復職制度の整備**

サラリーマンや女性など多様な人材を確保するため、議員への立候補や議会・議員活動のための休暇・休職制度と議員退職後の復職制度を整備すること。

## **10 手当制度の拡充**

期末手当のほか、例えば育児手当、所得損失手当、世話手当（育児・介護にかかる費用保障）等の支給を可能とし、手当制度の拡充を図ること。

## **11 議会費に係る財政措置の充実**

(1) 議員報酬など町村議会の議会費について、財政措置を充実強化すること。

特に、低額である町村議会議員の議員報酬が改善されるよう、財政措置の充実強化を図ること。

(2) 議会内における保育スペースの設置や議会のバリアフリー化等の議会関係施設等整備に対する財政措置を充実強化すること。

(3) 「オンライン会議」による委員会の開催、議会のホームページの開設、

議員に対するタブレット端末の貸与、議事の自動音声翻訳、インターネットを活用した議会中継など議会のICT化の推進に対する財政措置を充実強化すること。

## 12 主権者教育の推進

議会への関心を高めるため、学校・家庭・地域において主権者教育を推進し、さらなる地方議会の啓発を行うこと。

## 13 地方議会議員選挙の活性化

- (1) 国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、選挙権と被選挙権の格差をなくし、被選挙権年齢を引き下げるのこと。
- (2) 住民に身近な市町村の選挙については、候補者と有権者との戸口での質疑や討論を可能にする戸別訪問を解禁し、選挙の活性化と自由化を図ること。
- (3) 市町村議会議員の欠員が議員定数の6分の1を超えない場合の補欠選挙においては、「同一の地方公共団体の他の選挙が行われるとき」(首長選挙)のみではなく、衆議院議員選挙、参議院議員選挙、都道府県知事選挙、都道府県議会議員選挙の場合にも行うことができるようすること。
- (4) 市町村合併、解散等により3割弱となっている統一地方選挙の統一率を段階的に復元すること。
- (5) 町村議会議員の政治活動を支えるため、町村議会議員についても都道府県や政令指定都市の議会議員と同様、個人の政治献金を寄附金控除の対象とすること。

## 14 公務災害補償制度の充実

地方議会議員の活動範囲及び責任の拡大等に対応し、議員が安心して職務に邁進できるよう、地方議会議員の公務災害補償についても、地方公共団体

の長をはじめ一般職までの全ての常勤職における公務災害補償を地方公共団体に代わって行っている地方公務員災害補償基金において実施することとし、その充実を図ること。

# 最近の地方議会に関する制度改正の概要①（地方分権一括法（H11）以降）

〔参考論議卷15〕

改正年	項目	内容
平成11年 (地方分権一括法)	百条調査権の対象拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>機関委任事務については、百条調査権の対象となつていなかつたが、機関委任事務の廃止に伴い、自治事務にあつては「労働委員会及び收用委員会の権限に属する事務で政令で定めるもの」、法定受託事務にあつては「国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるもの」を除き、全ての事務に調査権が及ぶこととされた。</li> </ul>
	議案の提出要件の緩和	<ul style="list-style-type: none"> <li>議案の提出要件が「議員の定数の8分の1以上の者の賛成」から「議員の定数の12分の1以上の者の賛成」に緩和された。</li> </ul>
	議員定数の見直し(条例定数制度の導入)	<ul style="list-style-type: none"> <li>議員定数について、法定定数制度を廃止し、人口区分に応じて法定する上限数の範囲内において各地方公共団体の判断に基づき条例で議員定数を定めることとした。</li> <li>あわせて、市区議会議員の定数について、人口区分が大括りにされた(18区分から11区分に変更)。</li> </ul>
平成12年 (地方自治法改正) ※議員立法	国会に対する意見書の提出 政務調査費制度の創設	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該地方公共団体の公益に関する事件につき、意見書を関係行政庁のほか、国に対しても提出することができることとされた。</li> <li>条例の定めるところにより、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができることとされた。</li> </ul>
常任委員会の数の制限の廃止		<ul style="list-style-type: none"> <li>議会における人口段階別の常任委員会数の制限を廃止し、各地方公共団体の判断に基づき条例で常任委員会の数を決定できることとされた。</li> </ul>
平成14年 (地方自治法改正)	議員派遣制度の創設	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるとときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができるることとされた。</li> </ul>

# 最近の地方議会に関する制度改正の概要②（地方分権一括法(H11)以降）

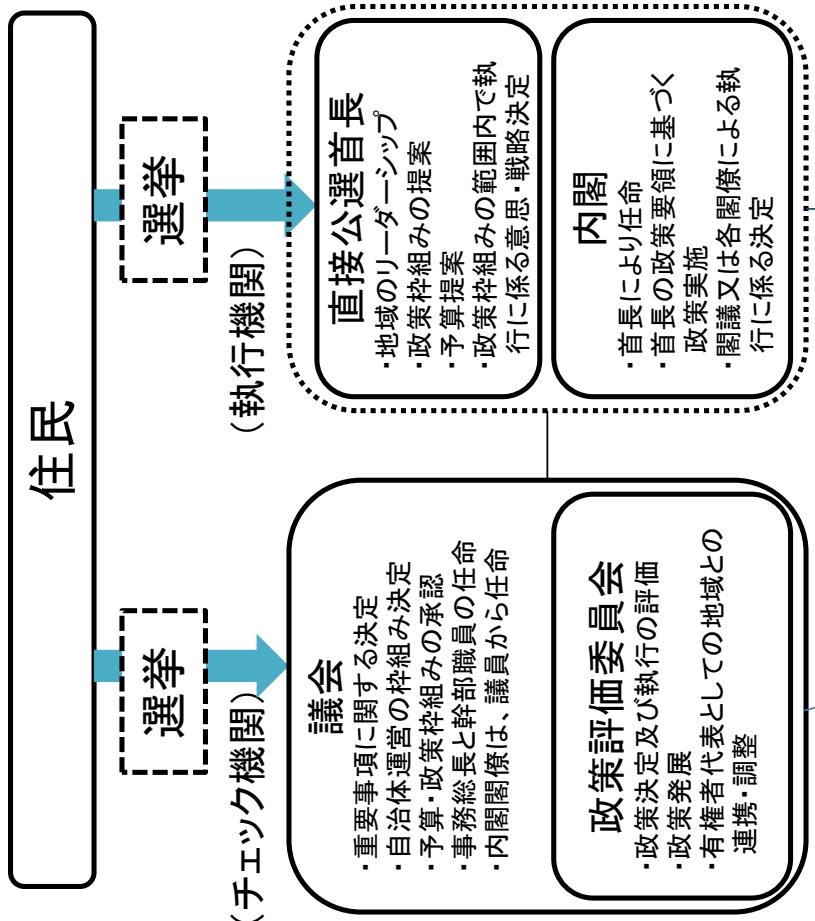
改正年	項目	内容
平成16年 (地方自治法改正)	定例会の招集回数の自由化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会の定例会について、回数に制限なく、毎年、条例で定める回数招集することができるのこととされた。</li> </ul>
平成18年 (地方自治法改正)	専門的事項に係る調査制度の創設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができることとされた。</li> </ul>
議長及び議員への臨時会の招集請求権の付与		<ul style="list-style-type: none"> <li>・議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができることとされた。</li> <li>・議員の定数の4分の1以上の者は、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができることとされた。</li> </ul>
委員会制度の改正		<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員の複数の常任委員会への所属制限を廃止し、議員は、少なくとも一の常任委員になることとされた。</li> <li>・常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができることとされた。</li> </ul>
専決処分の要件の明確化		<ul style="list-style-type: none"> <li>・専決処分の要件について、「議会を招集する暇がない」と認めるとき、「議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がない」と認めるとき」に明確化された。</li> </ul>
平成20年 (地方自治法改正) ※議員立法	議会活動の範囲の明確化 議員の報酬に関する規定 議員の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に關し協議又は調整を行うための場を設けることができることとされた。</li> <li>・行政委員会の委員等の報酬と同一となつている条項から議員の報酬の規定に係るものと分離し明確にするとともに、名称を「議員報酬」に改めることとされた。</li> </ul>

# 最近の地方議会に関する制度改正の概要③（地方分権一括法(H11)以降）

改正年	項目	内容
平成23年 (地方自治法改正)	議員定数の法定上限の撤廃	<ul style="list-style-type: none"> <li>議員定数について、人口区分に応じた法定上限数を廃止し、各地方公共団体の判断に基づき自由に条例で議員定数を定めることとされた。</li> </ul>
	議決事件の範囲の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>法定受託事務については一律に議決事件から除外されていたが、法定受託事務についても、国の安全に関すること等を除き、原則として条例で定めることとされた。</li> </ul>
平成24年 (地方自治法改正)	通常会期制の導入、議長への臨時会招集権の付与	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会は、条例で定めるところにより、定期会・臨時会の区分を設けず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができることとされた。</li> <li>議長による臨時会の招集請求のあった日から20日以内に長が臨時会を招集しないときは、議長は臨時会を招集することができることとされた。</li> <li>議員定数の4分の1以上の者による臨時会の招集請求のあった日から20日以内に長が臨時会を招集しないときは、議長は臨時会を招集しなければならないこととされた。</li> </ul>
	委員会に関する法定事項の簡素化	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員会に関する規定を簡素化し、委員の選任方法等について法律で定めていた事項を条例に委任することとされた。</li> </ul>
政務調査費から政務活動費への改正※議員修正	公聴会、参考人招致の本会議実施の法定化	<ul style="list-style-type: none"> <li>本会議においても、公聴会の開催、参考人の招致をすることができることとされた。</li> </ul>
	政務調査費の名称を「政務活動費」に、交付目的を「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとされた。	
平成29年 (地方自治法改正)	決算不認定の場合における長から議会等への報告規定の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体の長等は、決算不認定の場合に、当該不認定を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、その内容を議会等に報告・公表することとされた。</li> </ul>

# 諸外国の地方制度（イギリス（公選首長と内閣制度））

## イギリスの「公選首長と内閣制度」



### 【選挙制度】二元代表制

- ・首長は住民の選挙により直接選ばれる(任期4年)。

### 【各機関の関係】議院内閣制と大統領制の折衷

- ・首長は、議員のうちから内閣構成員を任命する。
- ・首長は、予算・政策枠組みを提案し、議会は、これを承認する。
- ・内閣は、予算・政策枠組みに従い、首長の政策要領及び指揮の下、日々の政策を決定・実施する。
- ・内閣構成員以外の議員は、政策評価委員会の構成メンバーとなり、内閣の政策決定や執行状況を評価・監視する。

### 【内閣の構成等】首長を中心とした議員による構成

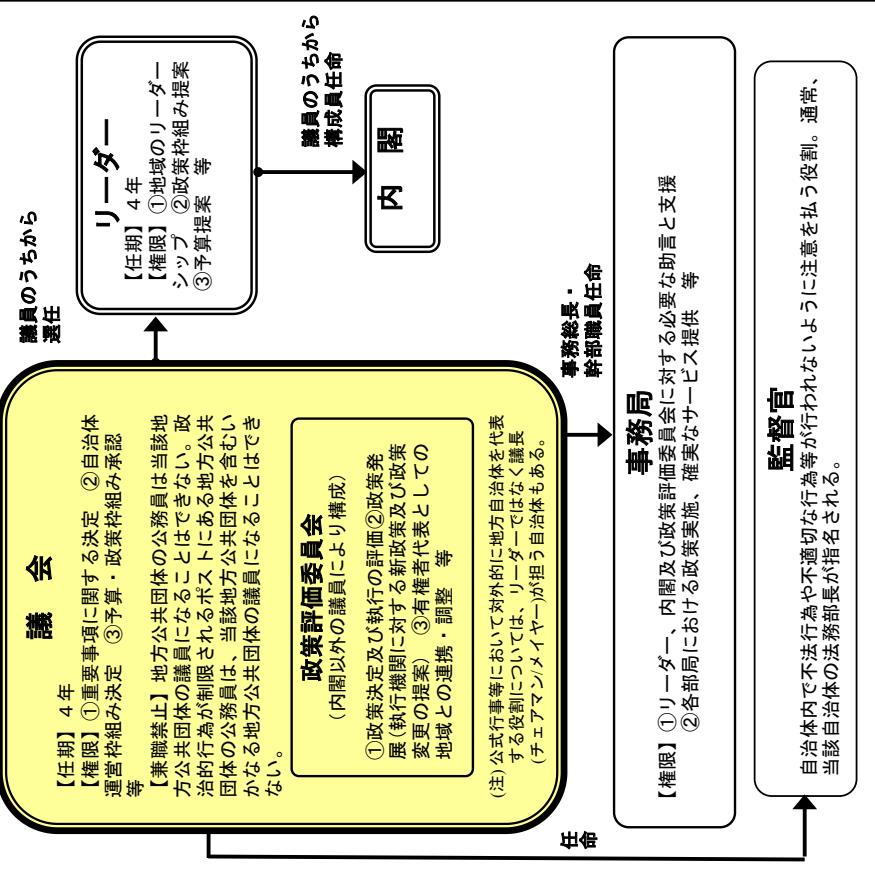
- ・首長は、内閣の議長となる。
- ・首長は、2名から9名の議員を構成員として任命する。
- ・首長は、内閣及び構成員の権限を設定する。事務局に権限移譲ができる

【参考資料16】

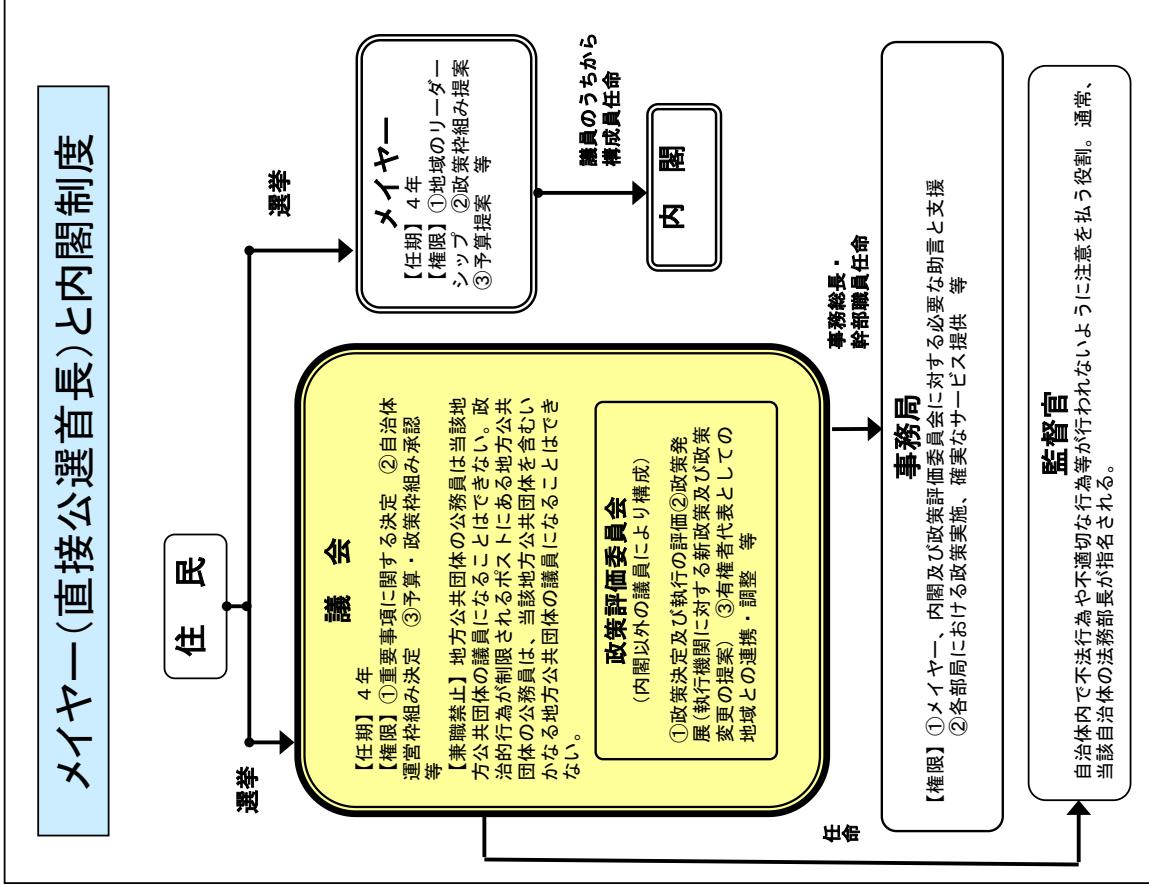
- 【議会による行政部局の統制】幹部人事権を通じた統制
- ・議会に事務局の事務総長・幹部の人事権がある。

# 諸外国の地方議会制度（イギリス）①

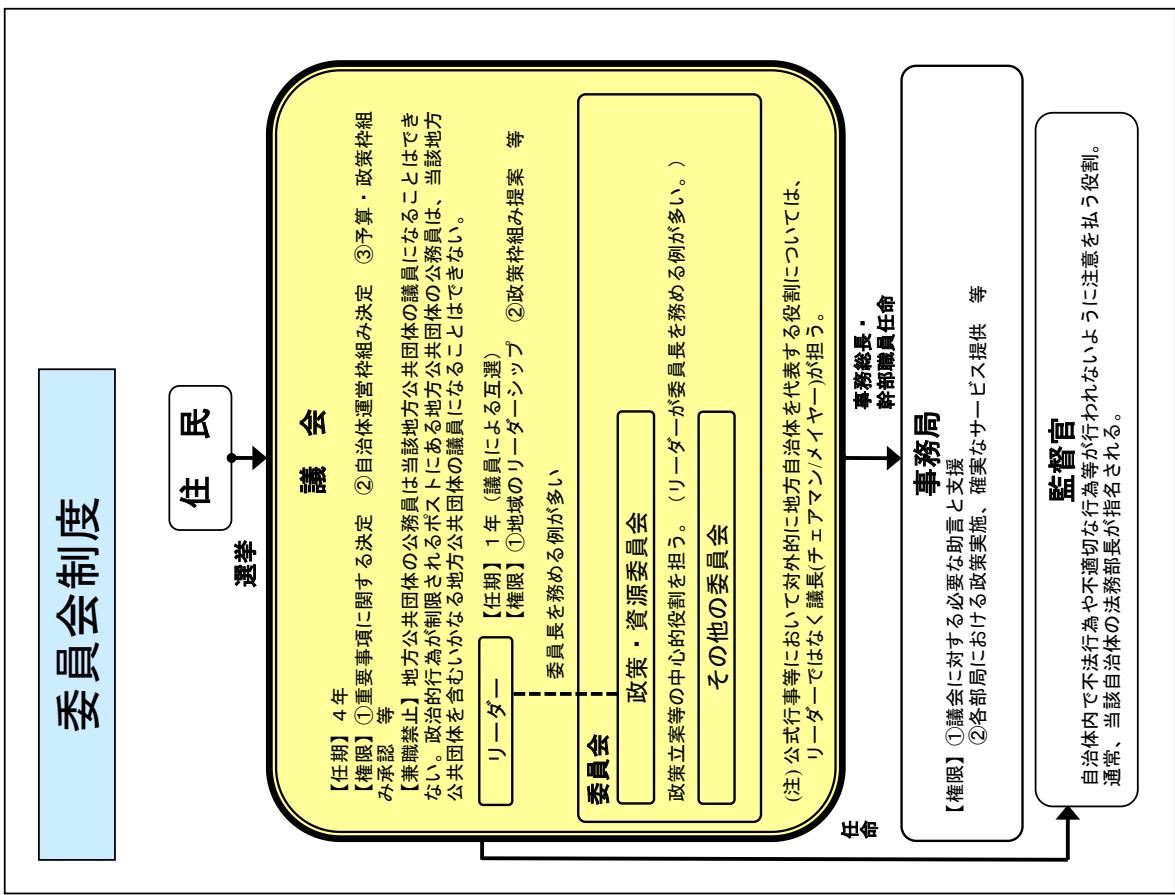
## リーダー（議会が選任する首長）と内閣制度



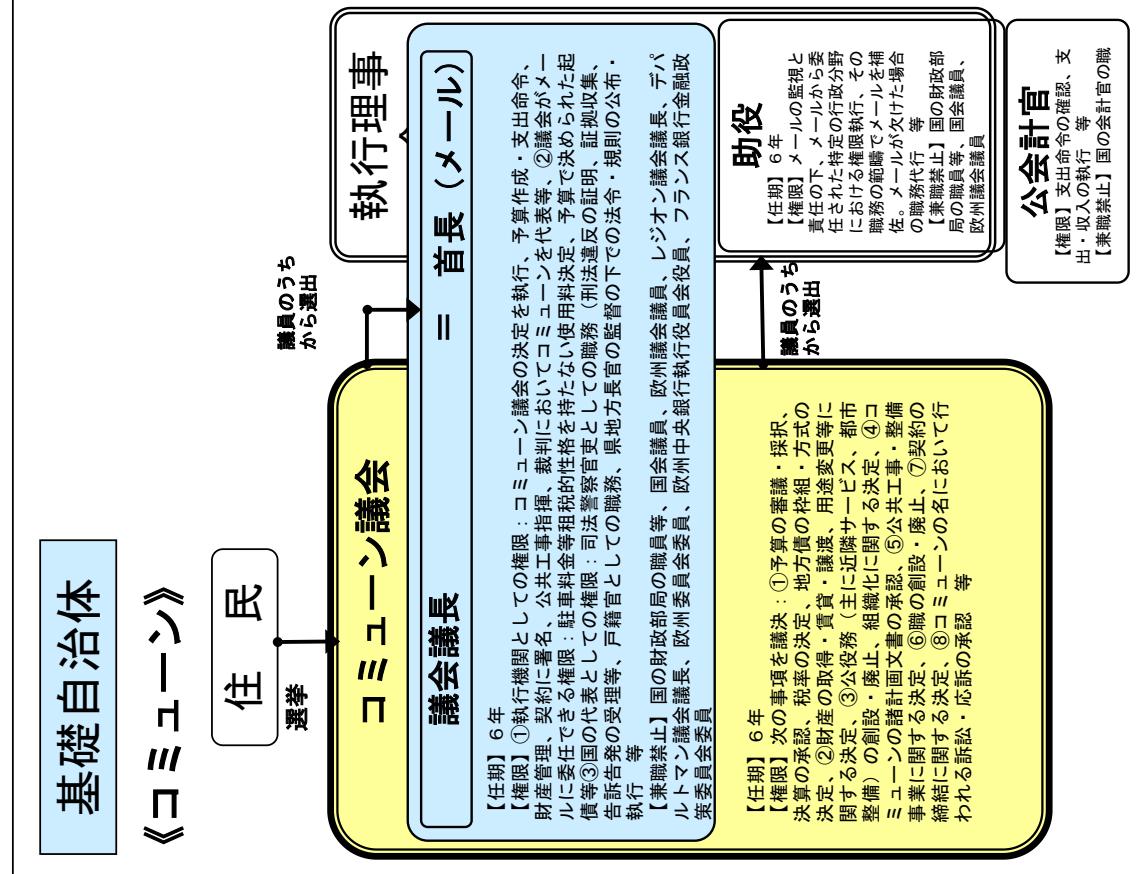
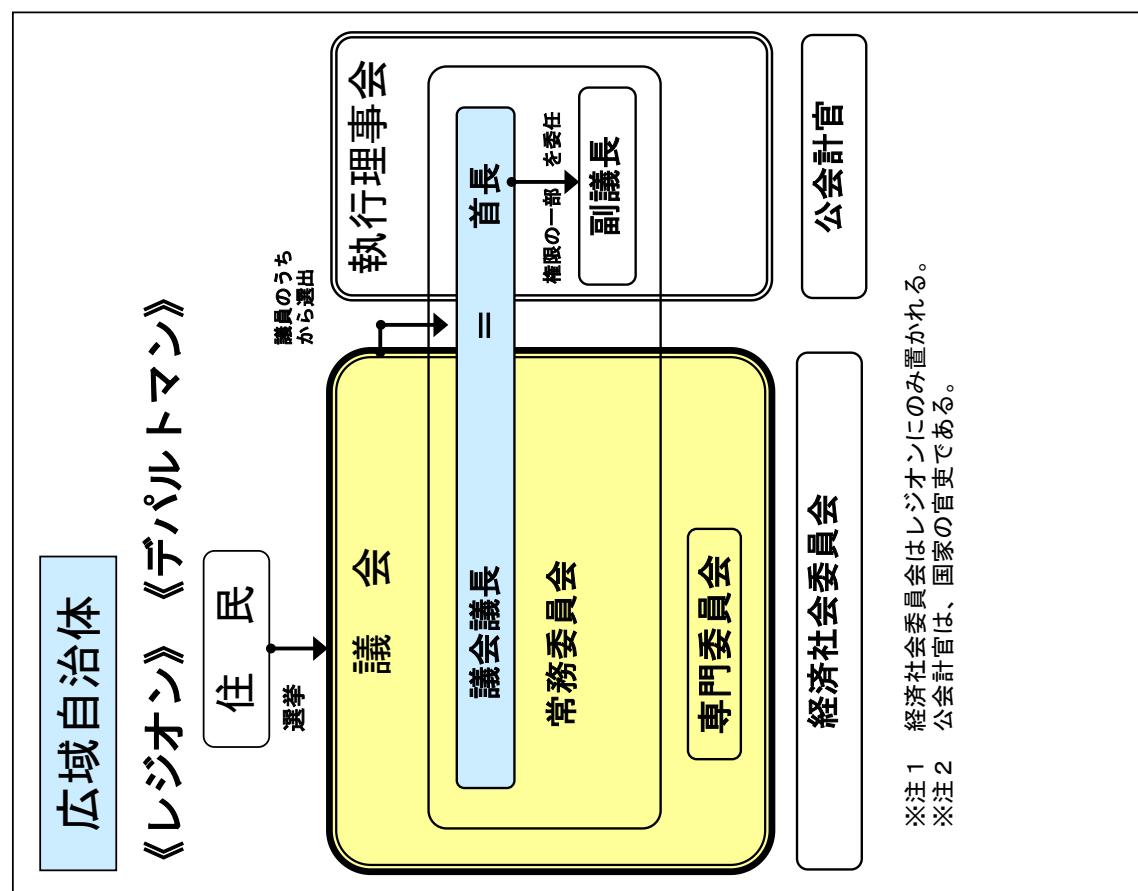
## メイヤー（直接公選首長）と内閣制度



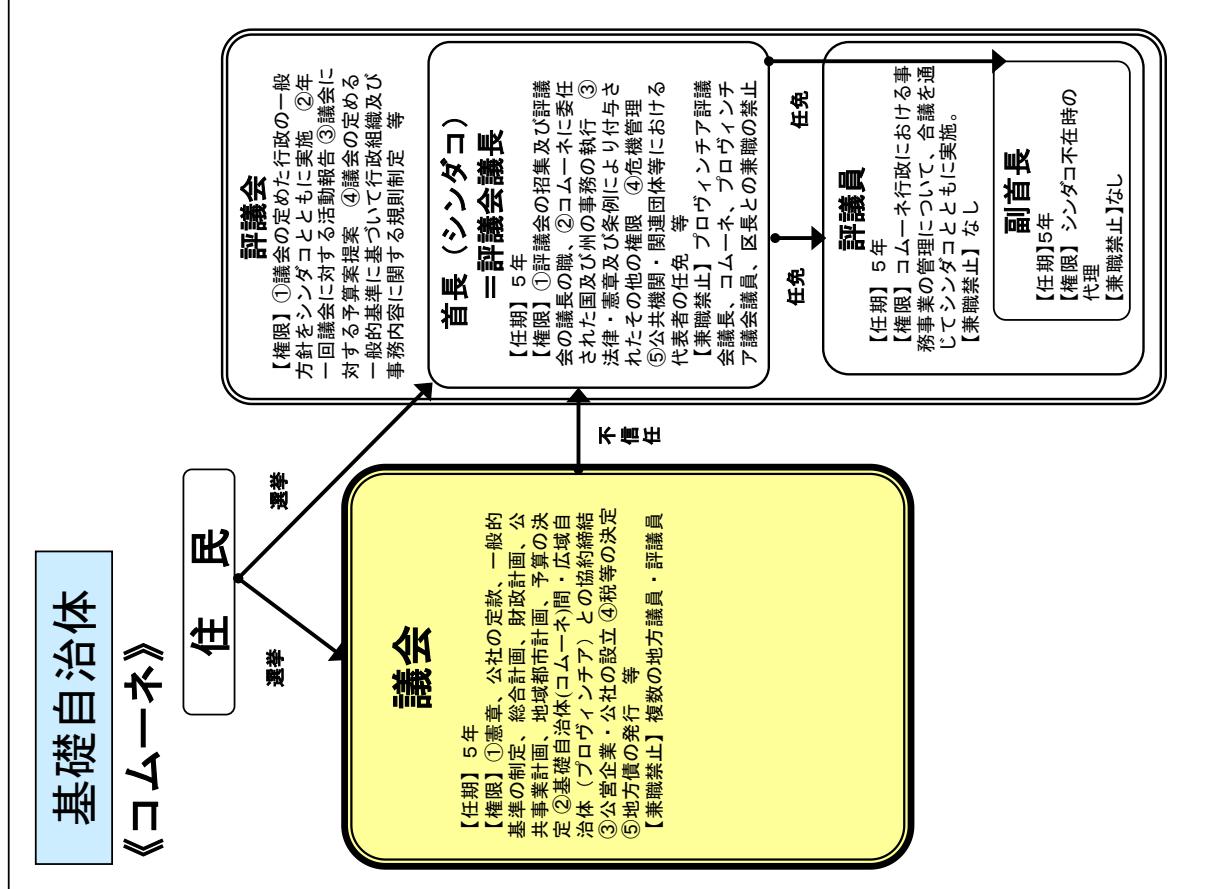
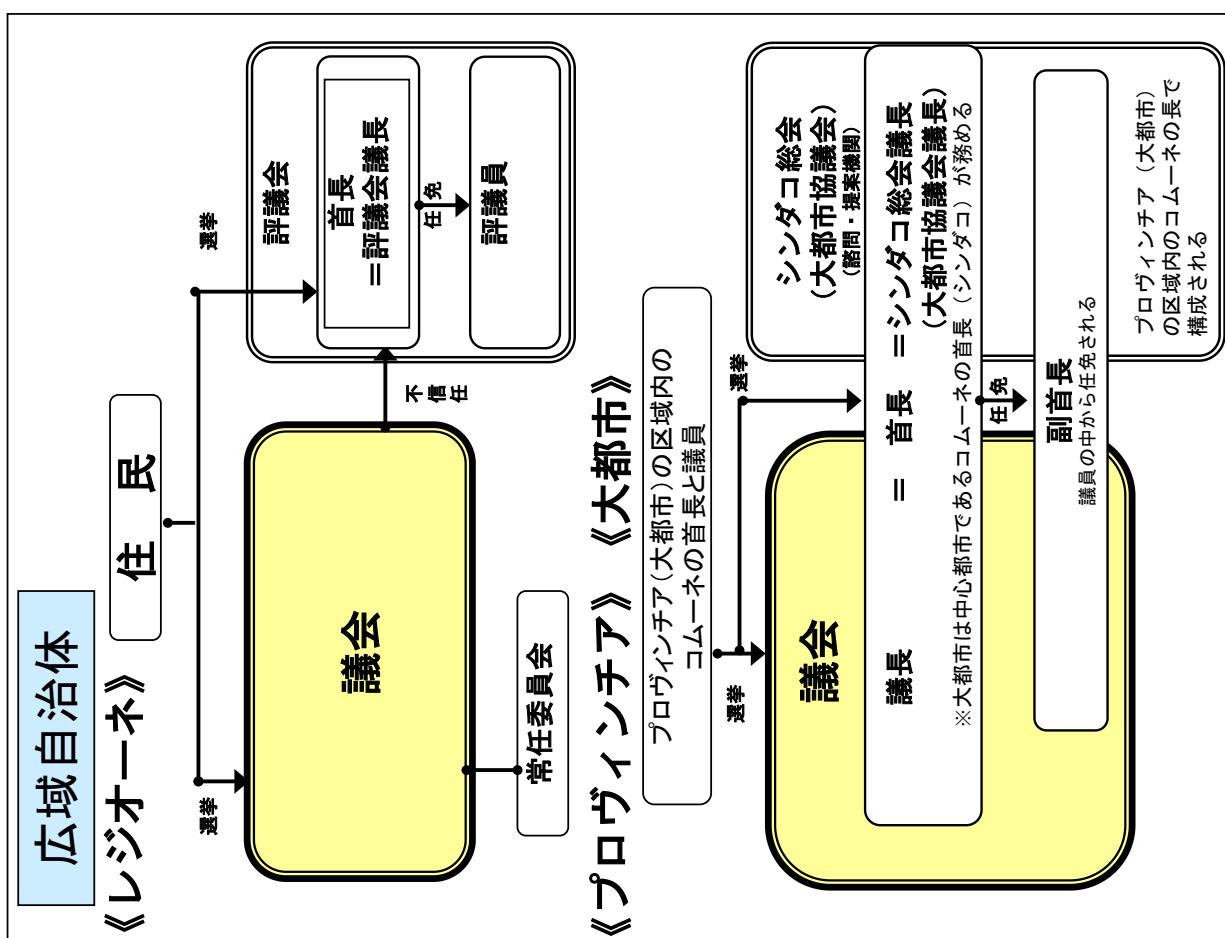
# 諸外国の地方議会制度（イギリス）②



# 諸外国の地方議会制度（フランス）



# 諸外国の地方議会制度（イタリア）

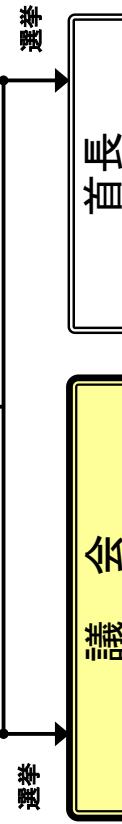


# 諸外国の地方議会制度（韓国）

## 広域自治体

### 《特別市(1)・広域市(6)・道(8)・特別自治道(1)・特別自治市(1)》

住 民



#### 議 会

#### 首 長

#### 副首長

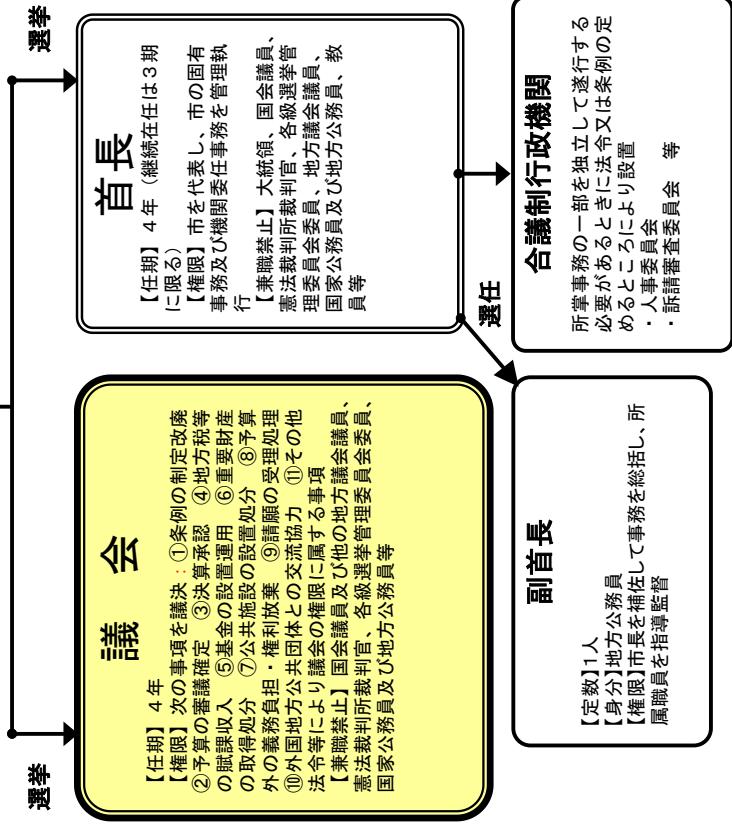
#### 大統領

【定数】特別市：3人以下、広域市・道・特別自治道・特別自治市：2人（人口800万人以上なら3人）以下  
【身分】1人の場合は国家公務員、2人以上の場合はうち1人は地方特別職公務員

## 基礎自治体

### 《市(75)・郡(82)・自治区(69)》

住 民



#### 議 会

#### 首 長

#### 副首長

【任期】4年（継続在任は3期に限る）  
【権限】市を代表し、市の固有事務及び機関委任事務を管理執行  
【兼職禁止】大統領、国会議員、憲法裁判所裁判官、各級選舉管理委員会委員、地方議會議員、國家公務員及び地方公務員、教員等

所掌事務の一部を独立して遂行する必要があるときには条例の定めにより設置  
・人事委員会  
・訴訟審査委員会 等

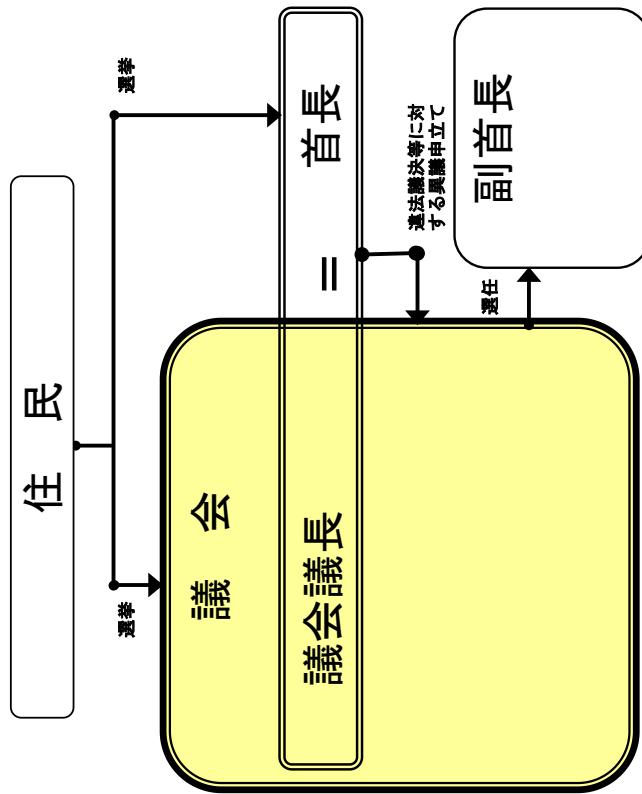
【定数】1人  
【身分】地方公務員  
【権限】市長を補佐して事務を総括し、所属職員を指導監督

# 諸外国の地方議会制度（ドイツ）

（バーデン・ヴュルテンベルク州）

広域自治体・基礎自治体

《クライス》《ゲマインデ》



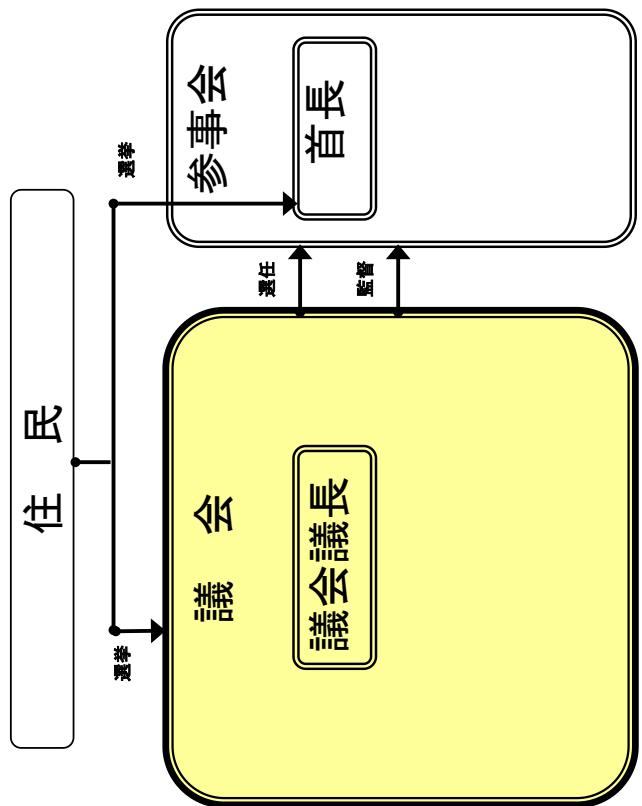
（南ドイツ評議会制モデル）

- ※注1 地方自治体の組織形態は、州憲法、州法（明示されていない場合は、地方自治体の条例）によって規定されるため、州毎に異なる。本資料は、バーデン＝ヴュルテンベルク州（以下「BW州」）を例に使用。  
※注2 首長は、行政の長としての権限と議会の議長としての権限を有する。

（ヘッセン州）

広域自治体・基礎自治体

《クライス》《ゲマインデ》

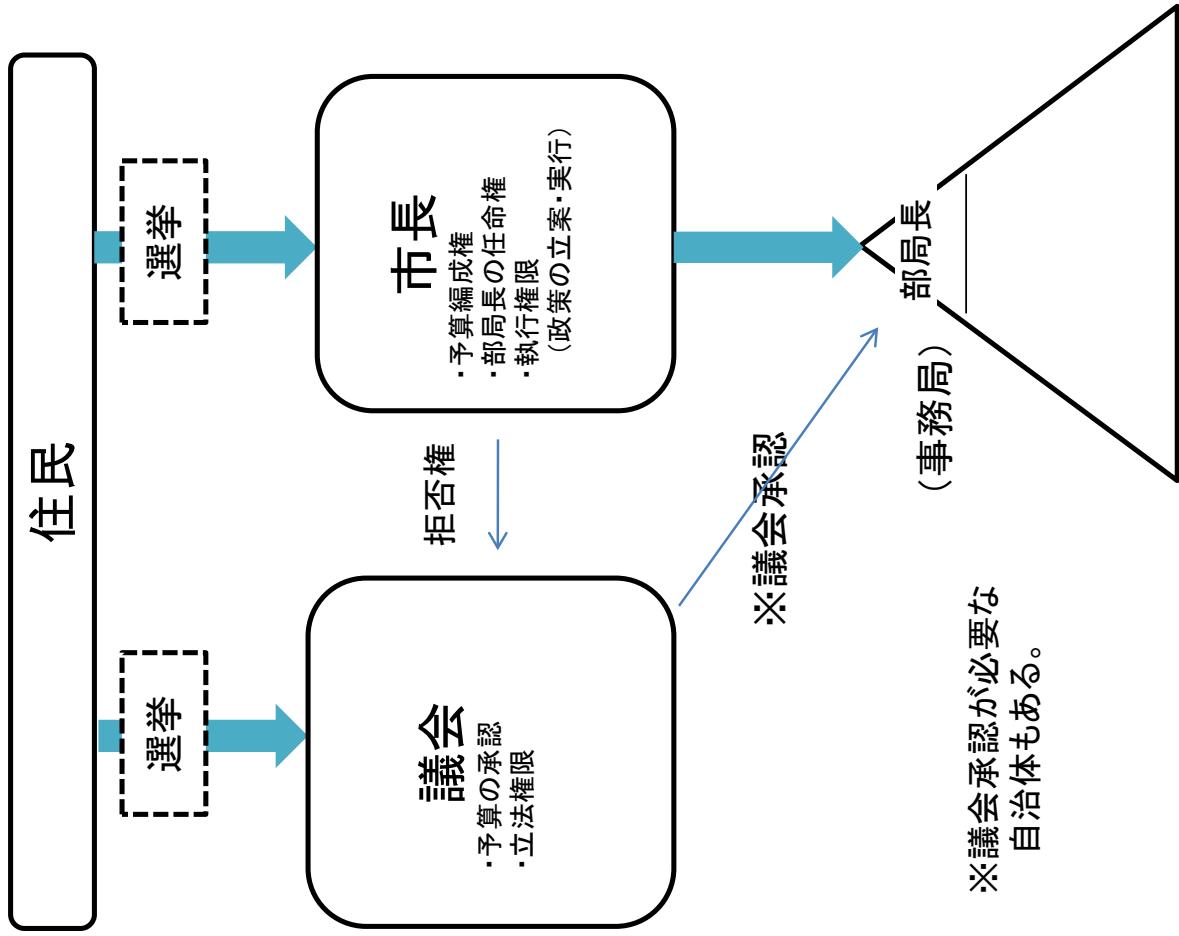


（参事会制モデル）

- ※注1 地方自治体の組織形態は、州憲法、州法（明示されていない場合は、地方自治体の条例）によって規定されるため、州毎に異なる。本資料は、ヘッセン州を例に使用。なお、参事会制モデルを採用しているのは、ヘッセン州とフレマースハーフェン市（フレーメン都市州）。

# 諸外国の地方制度（アメリカ（市長一議会型））

## アメリカの「市長一議会型（強市長制）」



### 【選挙制度】二元代表制

- 基本的に市長は住民の選挙により直接選ばれる。  
(任期は通常4年)。

### 【市長の役割】執行権限を持つ

- 基本的に市長は、行政の長として、予算編成権や部局長の任命権※など、行政府に対して大きな影響力を持っている。

※ 議会承認が必要な自治体もある。

### 【議会の役割】立法権限・市長コントロールの役割を持つ

- 基本的に立法権限のほか、予算の承認など、行政府の長である市長の権限や政策に対して、チェック・アンド・バランスの機能を果たしている。

### 【市長と議会の関係】市長が拒否権を持つ

- 基本的に市長は議会に対して拒否権※を持つ。

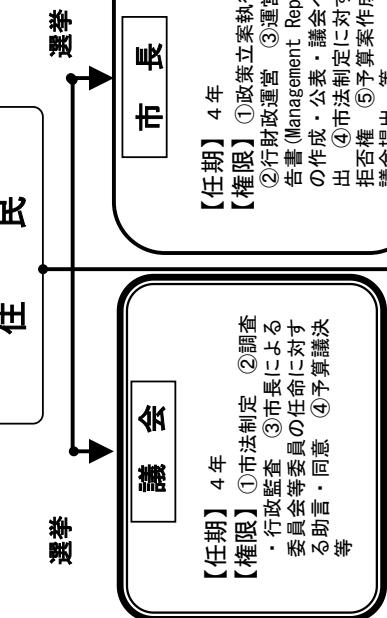
※議会承認が必要な自治体もある。

※ 特別多数(議員定数の3分の2)の議決により覆される可能性がある。

# アメリカ

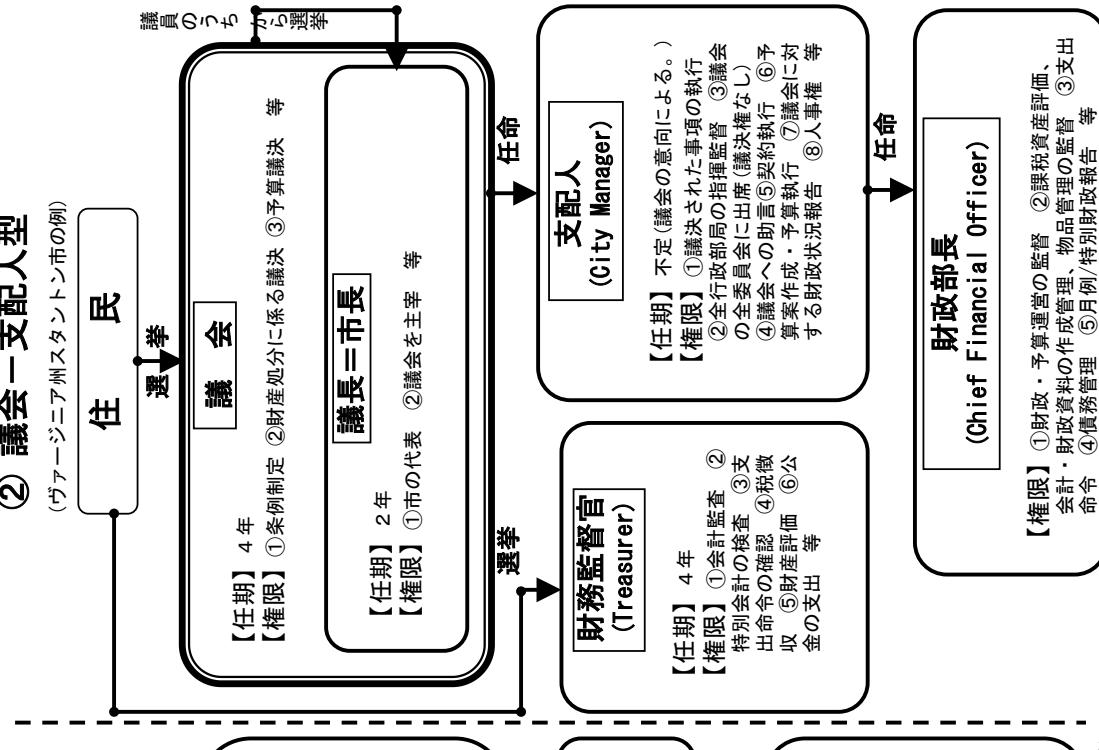
## ① 市長－議会型

(ニューヨーク州ニューヨーク市の例)

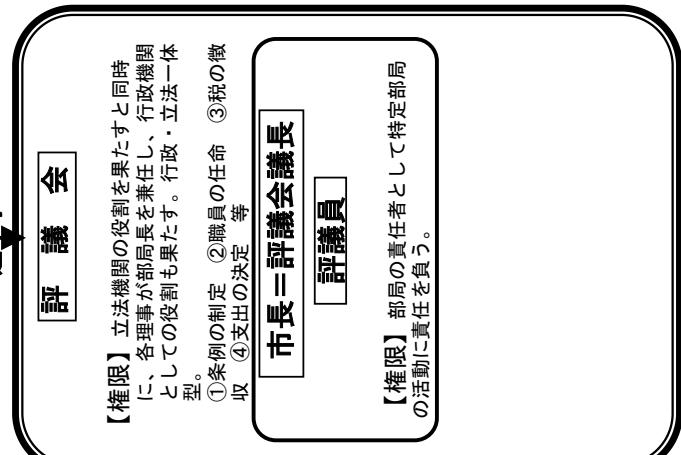


## ② 議会－支配人型

(バージニア州スタントン市の例)



## ③ 評議会型



(注1)：2500人以上の地方自治体の①は4割以上、②は約58%、③は約1%。  
 (注2)：①の類型は、市長が優位に立つ「強市長・議会型」と、議会が優位に立つ「弱市長・議会型」とに分類できる。「強市長・議会型」は、市長が予算及び各事業の執行など幅広い権限を持ち、行政の全責任を負い、拒否権の行使等により立法過程にも関与できるもの。「弱市長・議会型」は、主要な行政官が議会の指名や公選によるなど、市長の行政権限が限定されているものの。  
 (注3)：行政委員会として、例えばニューヨーク州下の市町村では、都市計画委員会、環境保護委員会、住宅委員会、麻薬利用防止委員会、障害者委員会等が存在する。  
 (注4)：②の類型には、直接公選の首長が置かれるものもある。

出典：小滝敏之『アメリカの地方自治』(2004.6)、山下茂也『比較地方自治』(増補改訂版 第一法規1996.9)

# 労働基準法第7条の「公民権行使の保障」について

## 【労働基準法（昭和22年法律第49号）】

第七条 使用者は、労働者が労働時間中に、選挙権その他公民主としての権利を行使し、又は公の職務を執行するために必要な時間を請求した場合については、拒んではならない。但し、権利の行使又は公の職務の執行に妨げがない限り、請求された時刻を変更することができる。

### ○労働基準法上一労働法コンシール3ー〔平成22年版〕（厚生労働省労働基準局 編）（抄）

被選挙権について、これが公民主としての権利に含まれることは当然である…。（中略）…なお、市会議員等の公職への就任について使用者の意思にかかる場合は、労働者の公民主権の行使の自由を制限するものであつて許されないところであり、裁判例も、公職への就任を会社にに対する届出事項とするにとどまらず、使用者の承認にかかるしめ、労働者がその承認を得ないで公職に就任したときは懲戒解雇する旨の就業規則の定めについて、「労働基準法七条が、特に、労働者に対する公職とし労働時間中ににおける公民主としての権利の行使及び公の職務の執行を保障していることにかんがみるときは…右労働基準法の規定の趣旨に反し、無効のもと解すべきである。」（最高裁第二小法廷判決 昭三六年（才）第一二六号 十和田觀光電鉄事件）としている。（中略）

公の職務の執行のために必要な時間が著しく長期間にわたる場合に、当該労働者を休職にしたり、解雇したりすることができるかという問題がある。…（中略）…本条は正常な労働関係を前提として労働者の公的活動との調和を図る趣旨のものであり、また、文理上も不利益取扱いの禁止の禁止は考えられないでの…（中略）…解雇しても本条違反は成立しないと解すべきである。裁判例でも、「同規定は、…労働者が公職についたため、使用者の立場からその労働關係が維持出来なくなつたことを理由としてこれを解雇することまで禁止するものではない。」としたものがある（長崎地裁判決 昭四二年（ヨ）第一六五号 宝酒造島原工場事件ほか）。

### ○労働法〔第11版〕（菅野和夫著）

「公民としての権利」とは、公職選挙の選挙権・被選挙権、最高裁判所裁判官の国民審査、地方自治法上の住民の直接請求、特別法の住民投票などであり、「公の職務」とは、各種議会の議員、労働委員会の委員、検察審査員、公職選挙の選挙立会人、裁判所・労働委員会の証人などの職務とされている。（中略）

従業員が会社の承認を得ないで公職に就任したときは懲戒解雇する、と定める就業規則条項は、公民権保障規定の趣旨に反し無効である。しかし、「公職に就任することが会社業務の遂行を著しく阻害する虞れのある場合」には、普通解雇は許容される。

# 不利益取扱いの禁止に関する条文について

## 【裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）】

### （趣旨）

第一条 この法律は、国民の中から選任された裁判員が裁判官と共に刑事訴訟手続に関与することが司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資することにかんがみ、裁判員の参加する刑事裁判に関し、裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）及び刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の特則その他の必要な事項を定めるものとする。

### （不利益取扱いの禁止）

第二百条 労働者が裁判員の職務を行うために休暇を取得したことその他裁判員、補充裁判員、選任予定裁判員若しくは裁判員候補者であること又はこれらの人者であつたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

## 【消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）】

### （目的）

第一条 この法律は、我が国において、近年、東日本大震災という未曽有の大災害をはじめ、地震、局地的な豪雨等による災害が各地で頻発し、住民の生命、身体及び財産の災害からの保護における地域防災力の重要性が増大している一方、少子高齢化の進展、被用者の増加、地方公共団体の区域を越えて通勤等を行う住民の増加等の社会経済情勢の変化により地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難となることとに鑑み、地域防災力の充実強化に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、地域防災力の充実強化に関する計画の策定その他地域防災力の充実強化に関する事項を定めることにより、住民の積極的な参画の下に、消防団を中心とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的とする。

### （事業者の協力）

第十二条 事業者は、その従業員の消防団への加入及び消防団員としての活動が円滑に行われるよう、できる限り配慮するものとする。

2 事業者は、その従業員が消防団員としての活動を行うために休暇を取得したことその他消防団員であること又はあつたことを理由として、当該従業員に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

### 3 略

# 近時的地方制度調査会答申の関係部分③（身分に関する規制・立候補環境）

【参考資料19】

「地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」（抄）  
(第28次地方制度調査会答申・平成17年12月9日)

## 第2 議会のあり方

### 2 議会のあり方の見直しに係る具体的な方策の検討

#### (2) 具体的方策 幅広い層からの人材確保等

① 住民を代表する議会の議員に幅広い人材を確保できるように、女性や勤労者が議員として活動するまでの便宜に資するよう休日、夜間等に議会を開催するなどの運用上の工夫をすべきである。また、制度面では、勤労者が議員に立候補でき、また、議員として活動することができるよう環境の整備、さらには地方公共団体の議員と当該団体以外の地方公共団体の職員との兼職を可能とするべき課題である。

「今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方にに関する答申」（抄）  
(第29次地方制度調査会答申・平成21年6月16日)

## 第3 議会制度のあり方

### 3 議会の議員に求められる役割等

#### (2) 勤労者等の立候補や議員活動を容易にするための環境整備

現在、議会の運営としては、会期を一定期間に定め、平日屋間に集中して会議等を開催する例が一般的である。平日の朝から夕方にかけて仕事に従事している勤労者が議員として活動することを容易にするため、例えば、夜間、休日等に議会を開催するなどの運用上の工夫を図ることが考えられる。

また、勤労者について、立候補を容易にするため、これに伴う休暇を保障する制度や、議員活動を行うための休職制度、議員の任期満了後の復職制度等を導入することなどが考えられる。この点については、我が国における労働法制のあり方やその背景となる勤労者の意識、勤務実態等にも関わる課題であることから、まずは、議会の活動を社会全体で支えるべきであるという意識の醸成に努めつつ検討していくべきである。議員の構成については、女性の議員が男性の議員に比べて割合が低く、偏りが見られることから、議会の運営上の工夫を含め、女性の議員をさらに増やすための方策について、諸外国の取組などを参考としつつ検討すべきである。

公務員については、現行制度において、職務専念義務が課せられ、また、公務の中立性の観点からその政治的行為が制限されているほか、公職への立候補の制限、地方公務員については地方議会の議員との兼職の禁止等の規制がされている。

公務員が地方議会の議員として活動することは、行政分野に通じた人材が議員として活動することとなり、有益な面があることから、公職への立候補制限の緩和や、地方公務員と当該地方公務員が所属する地方公共団体以外の団体の議員との兼職禁止の緩和などの方策が必要ではないかとの意見がある。

この点については、公務員が政治的活動と密接不可分である議員活動を行うことについての社会的な理解が得られることが前提となることから、公務員の職務の公正な執行や職務専念義務のあり方等にも配慮しつつ、前記のような休暇制度、休職・復職制度等の導入に関する検討と併せて、引き続き検討の課題としていくべきである。

## 近時の方制度調査会答申の関係部分④（身分に関する規制・立候補環境）

「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」（抄）  
(第31次地方制度調査会答申・平成28年3月16日)

### 第3 適切な役割分担によるガバナンス

#### 3 議会

##### （4）幅広い人材の確保

###### ③ 立候補に伴う各種制度の整備

例えば、立候補に伴う休暇を保障する制度や休職・復職制度等の導入については、勤労者等の立候補や議員活動を容易にするための環境整備を進める観点から有効な方策の一つと考えられることから、企業をはじめとする関係者の負担等の課題も含めた労働法制のあり方にも留意して検討する必要がある。

また、公務員の立候補制限の緩和や地方議会の議員との兼職禁止の緩和についても、多様な人材が議員として議会に参画する上での課題も含めた公務員法制のあり方にも留意して検討する必要がある。

# 通年会期等を採用している団体の状況

## ○ 地方自治法第102条の2による通年会期を採用している団体数・・・・1県10市25町村

北海道：森町、豊浦町、洞爺湖町、日高町  
岩手県：久慈市、葛巻町  
宮城県：川崎町、大和町、美里町  
福島県：福島市、小野町  
茨城县：常総市  
神奈川県：厚木市  
新潟県：柏崎市、阿賀町、関川村  
石川県：津幡町、中能登町、能登町  
栃木県：栃木県  
三重県：鳥羽市  
大阪府：四條畷市、島本町、豊能町、能勢町、河南町  
岡山県：鏡野町  
徳島県：小松島市、三好市、勝浦町、那賀町  
福岡県：川崎町  
長崎県：壱岐市、小値賀町  
熊本県：多良木町、あさぎり町

## ○ 定例会を条例で年1回と定めている団体数 ・・・・2県21市区29町村

北海道：根室市、福島町、利尻富士町、白老町、芽室町、池田町  
岩手県：滝沢市、紫波町、矢巾町、平泉町、  
宮城県：登米市、蔵王町、柴田町、色麻町、涌谷町  
秋田県：只見町、会津美里町  
福島県：東成瀬村  
茨城县：守谷市  
群馬県：中之条町  
千葉県：長生村、大多喜町  
東京都：青梅市、あきる野市、文京区、荒川区  
神奈川県：相模原市、寒川町、開成町  
石川県：金沢市、白山市、内灘町  
長野県：軽井沢町、小布施町、信濃町  
愛知県：豊明市  
三重県：三重県、四日市市  
滋贺県：滋賀県、大津市  
京都府：京都市、亀岡市、精華町  
大阪府：枚方市、大東市、大阪狭山市  
和歌山县：かつらぎ町  
高知県：土佐清水市  
長崎県：壱岐市、小値賀町  
熊本県：御船町  
鹿児島県：南大隅町

【参考資料20】

出典：総務省「地方自治月報第59号」（平成30年4月1日現在）

※ 下線部は都道府県

# 夜間・休日等議会の活用状況

## ○ 市区議会

出所：全国市議會議長会「市議会の活動に関する実態調査」をもとに作成

### 【休日等議会】

#### 【夜間議会】

	団体数	開催件数(件)	平均傍聴者数 (人／件)
平成25年	19	22	34. 1
平成26年	17	20	23. 9
平成27年	19	21	29. 2
平成28年	19	21	44. 8
平成29年	19	21	35. 3
平成30年	20	22	36. 6

## ○ 町村議会

出所：全国町村議會議長会「町村議会実態調査」をもとに作成（※平成25年以前の調査対象期間は前年7月1日～当年6月30日）

### 【休日等議会】

	団体数	平均開催日数(日)
平成25年	32	1. 4
平成26年	31	1. 4
平成27年	32	1. 3
平成28年	27	1. 4
平成29年	33	1. 2
平成30年	33	1. 5

※ 都道府県議会においては開催事例なし

【参考資料21】

出所：都道府県議会運営における事例調（平成30年3月）をもとに作成  
(調査期間は、平成25年7月1日～平成29年6月30日)

# 議員報酬等の状況

## 【地方自治法（昭和22年法律第67号）】

### （議員報酬及び費用弁償）

第二百三条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。

② 普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

③ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。

④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

○逐条地方自治法〔第9次改訂版〕（松本英昭著）「報酬」という名称とされても、「報酬」という「議員報酬」という名称とされても、「報酬」という「議員報酬」とは、労務に対する対価の意味においては報酬と同じであるが、本法においては常勤の職員に対するものを給料と称がなない。

「給料」とは、労務に対する対価の意味においては報酬と同じであるが、本法においては常勤の職員に対するものを給料と称しているのであって、…（中略）…給料とは、生活給の性格を有する。

### （参考）人口段階別の議員報酬等の状況

人口段階	議員定数	議員報酬(円)	年間会期日数(日)
～1,000人未満	7.00	158,087	25.93
1,000人～10,000人未満	10.37	197,554	36.26
10,000人～30,000人未満	13.68	251,239	56.24
30,000人～100,000人未満	19.30	358,747	84.86
100,000人～（都道府県・指定都市を除く。）	30.10	514,657	96.12
指定都市	59.10	792,375	112.72
都道府県	57.17	814,417	111.37

出 典：全国都道府県議長会「第13回都道府県議会提要」、全国市議会議長会「市議会の活動に関する実態調査結果」、全国町村議会議長会「第65回町村議会実態調査結果の概要」、総務省「所属党派別人員調」、「地方公務員給与実態調査」等を基に作成。

調査時点：都道府県議会関係 → 議員定数については、H30.4.1現在、議員報酬月額については、H30.12.31現在、議員報酬月額については、R1.7.1現在。年間会期日数については、H26.1.1～H26.12.31実績。

市区議会関係 → 議員定数については、H30.12.31現在、議員報酬月額については、H30.12.31現在。年間会期日数については、R1.7.1現在。議員報酬月額については、R1.7.1現在。年間会期日数については、H30.1.1～H30.12.31実績。

※ 年間会期日数については、通常議会及び通常会期制を導入している福島県矢祭町を除く。

※ 議員報酬については、日当制(30,000円)としている福島県矢祭町を除く。

# 地方議会議員の年金に対する三議長会の見解

## 全国都道府県議会議長会 発表資料(第3回研究会)

総務省「地方議会・議員の方に関する研究会」への意見（令和元年11月15日）

(立候補しやすく、活動をサポートするための環境整備)

4 厚生年金への地方議會議員の加入

一般の会社員や若者、女性等が、議員という職業に立候補する場合、また、議員の経験を生かして他の職へ転身する場合でもスムーズに人生を歩めるようになりますとともに、家族の心配等を軽減するため、厚生年金に地方議會議員が加入できるようにしていく必要があります。

## 全国市議会議長会 発表資料(第2回研究会)

多様な人材の市議会への参画促進に関する決議（令和元年6月11日）

7 厚生年金制度への地方議會議員の加入実現

サラリーマン等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、老後の生活や家族を心配することなく選挙に立候補できる環境を整備するため、厚生年金へ地方議會議員が加入できること法整備を図ること。

## 全国町村議会議長会 発表資料(第2回研究会)

議会の機能強化及び多様な人材を確保するための環境整備に関する重点要望（令和元年7月）

14 厚生年金への地方議會議員の加入

国民の幅広い政治参加や地方議会における多様で有為な人材確保の観点から、厚生年金への地方議會議員の加入のための法整備を早急に実現すること。

【参考資料23】

# 平成30年4月25日通知「地方議会に関する地方自治法の解釈等について」

総行行第94号  
平成30年4月25日

各都道府県総務部長  
各都道府県議会事務局長  
各指定都市総務局長  
各指定都市議会事務局長

殿

総務省自治行政局行政課長  
(公印省略)

## 地方議会に関する地方自治法の解釈等について

地方議会に関する地方自治法（昭和22年法律第67号）の解釈等について問い合わせ等がありましたので、参考のため次のとおりお知らせします。

各都道府県総務部長におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）の長及び議会の議長に対しても、本通知の周知をよろしくお願いします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていること、及び本通知は地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

### 1 地方自治法第92条の2等の解釈について

地方自治法第92条の2の規定により、議員は、当該地方公共団体に対し請求をする者等たることはできないこととされています。これは、議会運営の公正を保障するとともに、事務執行の適正を確保することを趣旨とするものです。

同条の請負は、ひろく業務としてなされる経済的又は営利的な取引契約を含む一方、一定期間にわたる継続的な取引関係に立つものに限られると解されます。したがって、法令等の規制があるため当事者が自由に内容を定めることができない取引契約や、継続性がない単なる一取引をなすに止まる取引契約は、同条の請負に該当するものではないと解されます。

【参考資料24】

また、議員又は議員が無限責任社員等を務める企業等が、当該地方公共団体から同法第232条の2の規定による補助金の交付又は同法第244条の2第3項の規定による指定管理者の指定を受けることについては、前者は贈与に類するものであり、後者は議会の議決を経た上で地方公共団体に代わって公の施設の管理を行うものであり、特段の事情がある場合を除き、いずれも当該地方公共団体と営利的な取引関係に立つものではないため、同法第92条の2の請負に該当するものではないと解されます。

なお、以上の解釈については、同法第142条、第180条の5第6項及び第252条の28第3項第11号の請負についても同様です。

### 2 地方自治法第123条に係る取組について

地方自治法第123条の規定により、地方議会は書面又は電磁的記録をもつて会議録を作成しなくてはならないこととされています。これは、住民の求めに応じて閲覧させることなどにより、議事公開の原則を全うすることを趣旨とするものです。

議会活動の透明性向上の観点から、会議録については、速やかに作成するとともに、住民が閲覧しやすい環境に置くことが重要と考えられます。音声認識技術の活用により会議録作成に係る作業の効率化が図られている事例等も参考にしつつ、会議録のホームページ上の公開等に積極的に取り組んでいただくようお願いします。

# 「大川村議會議員の兼業禁止を明確にする条例」(平成31年3月4日成立)

## 大川村議會議員の兼業禁止を明確にする条例 (平成31年4月1日施行)

(目的)

第1条 この条例は、大川村の特殊な要因が過疎化に作用していた実情を真摯に受け止め、議会議員のなり手不足をできる限り補うため、憲法の定める地方自治の本旨を尊重し、議会議員の兼業禁止について明確化を図り、大川村議会を維持することを目的とする。

(定義)

第2条 前条の目的を達成するために、地方分権の精神を尊重しつつ、日本国憲法第92条の概念に基く地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第2条第13項の定めを重視して、特性に応じた村づくりが推進できることを基調とし定義とする。

(解説1)

第3条 次の各号に掲げる行為については、法第92条の2に規定する「請負」に該当せず、大川村議會議員は、これらの行為を行うこと又はこれらの行為を主として行う法人の役員等となることができるものとする。

- (1) 大川村から法第232条の2の規定による補助金の交付を受け、補助事業を実施すること。
- (2) 大川村から法第244条の2第3項の規定による指定管理者の指定を受け、公の施設を管理すること。
- (3) 大川村との土地賃貸借契約のうち、當利目的ではない契約又は継続的・反復的ではない契約を締結すること。
- (4) 前号に定めるもののほか、經濟的ないし営利的な取引契約で、物品、役務などを供給することを目的とし、かつ継続的、反復的にされるものであるとは言えない契約を締結すること。

(解説2)

第4条 前条に定めるもののほか、大川村と請負関係にある公益法人のうち、当該請負が当該法人の業務の主要部分を占め、その重要度が職員の職務遂行の公正、適正を損なうおそれが類型的に高いと認められる程度にまで至っているような事情が認められない法人は、法第92条の2の「主として同一の行為をする法人」に該当せず、大川村議會議員は、当該法人の役員等となることができるものとする。

(公表)

第5条 村長は、前条の規定により「主として同一の行為をする法人」に該当しないとされた法人名について、毎年度議会に報告した上で公表するものとする。

(準用)

第6条 第3条第1号及び第2号について、法第142条、第180条の5第6項及び第252条の28第3項第11号についても、これに準ずる。

附則  
この条例は、平成31年4月1日から施行する。

大川村に主たる事業所を有する公益的法人のうち、大川村議會議員の兼業禁止を明確にする条例第5条により、地方自治法第92条の2に規定する「主として同一の行為をする法人」に該当しないと認める法人を下記のとおり公表する。



平成31年 4月 2日

記

法 人 名 称	平成31年度予算額 (A)	うち村からの請負額 (B)	(単位：千円、%)	
			(B) / (A)	請負比率 兼業の可否
大川村森林組合	86,879	3,590	4.0	○
大川村社会福祉議会	64,168	37,613	58.6	×
大川村ふるさとむら公社	340,247	20,805	6.1	○
株式会社むらびと本舗	206,855	0	0.0	○

<参考>

# 第32次地方制度調査会「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」(抜粋)

【参考資料26】

## 第5 地方議会

### 1 基本的な考え方

#### (1) 人口減少社会における議会の役割

- ・ 経営資源が制約される中にあって、広い見地から個々の住民の利害や立場の違いを包摂する地域社会のあり方を議論する議会の役割がより重要になる。
- ・ 議会がその重要な役割を十分に果たすためには、議会が多様な層の住民から選出された議員によって構成される必要がある。

#### (2) 投票率の低下、無投票当選の増加

- ・ 近年、地方議会議員選挙における投票率の低下や無投票当選の増加の傾向が強まっている。
- ・ 住民に身近であるべき地方公共団体の議会において、住民の十分な理解と関心が得られず、議員のなり手不足が生じている状況は、住民自治の根幹に関わる深刻な問題である。

### 2 議員のなり手不足に対する検討の方向性

#### (1) 議会における多様性の確保

- ・ 性別や年齢構成の面で多様性を欠いていることが住民にとって議会が遠い存在であると感じられる意欲のある住民に立候補を思いとどまらせることがつながるなど、議員のなり手不足の原因の一つになっている面がある。

- ・ とりわけ、人口の半分を占める女性の議員の割合が低いことは課題であり、例えば、議会への欠席事由として出産・育児・介護を認めることや議会活動における旧姓の使用など、多様な層の住民の参画を促進し、議員の裾野を広げることに資する議会運営上の対応を講じることが考えられる。

## 第32次地方制度調査会「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」（抜粋）

### (2) 住民の理解を促進する取組の必要性

- ・ 各議会において、住民が議会に関する理解をより深め、関心を持ったための取組を積極的に行う必要がある。
  - ・ その際には、議会や議員の活動に関する情報をオープンデータとして利用できるようになります。併せて、住民との含め、技術やデータを活用した情報発信の充実を図つていくことが重要である。議会からより主体的に働きかけを行い、議会と住民との意思疎通を充実させていくべきである。
  - ・ また、議会として主権者教育に積極的に関わることが重要である。役割に対する理解を得ることが重要である。
- (3) 議員のなり手不足に対する当面の対応
- ・ 議員のなり手不足の要因として挙げられた課題に対する当面の対応について、以下の通り検討を行った。
    - ① 議員の法的位置付け
    - ・ 議員の位置付けやその職務・職責については、これまで必ずしも法律において明確にされていなかつたことから、議員の位置付けにより明確化すべきとの意見がある。
    - ・ 他方で、議会を構成する議員の属性に偏りがある中で議員の位置付けを法律に規定したとしても、これまで参画してこなかった住民に議会への参画を促す効果は限定的ではないかとの指摘や、議員の方を国において一律に規定制することへの懸念が指摘されている。
    - ・ 議員の位置付けの法制化については、これに伴う法的効果等を勘案しつつ、議員活動の実態等も踏まえ、検討を行っていく必要がある。

## 第32次地方制度調査会「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」（抜粋）

### ② 議員報酬のあり方

- ・議員報酬については、主として小規模市町村において、それだけでは生計を維持できないほどの低水準であり、そのことが議員のなり手不足の要因であるとの議論がある。
- ・議員のなり手不足に直面する地方公共団体においては、現在の議員報酬の水準が議会における人材確保の観点から適正な水準を下回ると考えられる場合には、住民の理解を得ながら、議員報酬の水準のあり方を検討することが考えられる。
- ・なお、小規模市町村を中心に政務活動費が支給されていない団体があるが、議員の活動の実態を踏まえて、活用を検討することも考えられる。

### ③ 請負禁止の緩和

- ・議員の請負禁止について、禁止の対象となる請負の範囲が明確でないことは、立候補しようとする者にとって懸念材料の一つであり、その範囲を明確化する必要がある。
- ・個人の請負に関する規制について、透明性を確保する方策とあわせて、その緩和について検討する必要がある。
- ・長等については地方公共団体に対して請負をする第三セクターの取締役等を兼ねねることができる。議員についても長等と同様になるよう請負禁止を緩和することについて、監視機能の確保に留意しつつ検討すべきである。

# 第32次地方制度調査会「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」(抜粋)

## ④ 立候補環境の整備

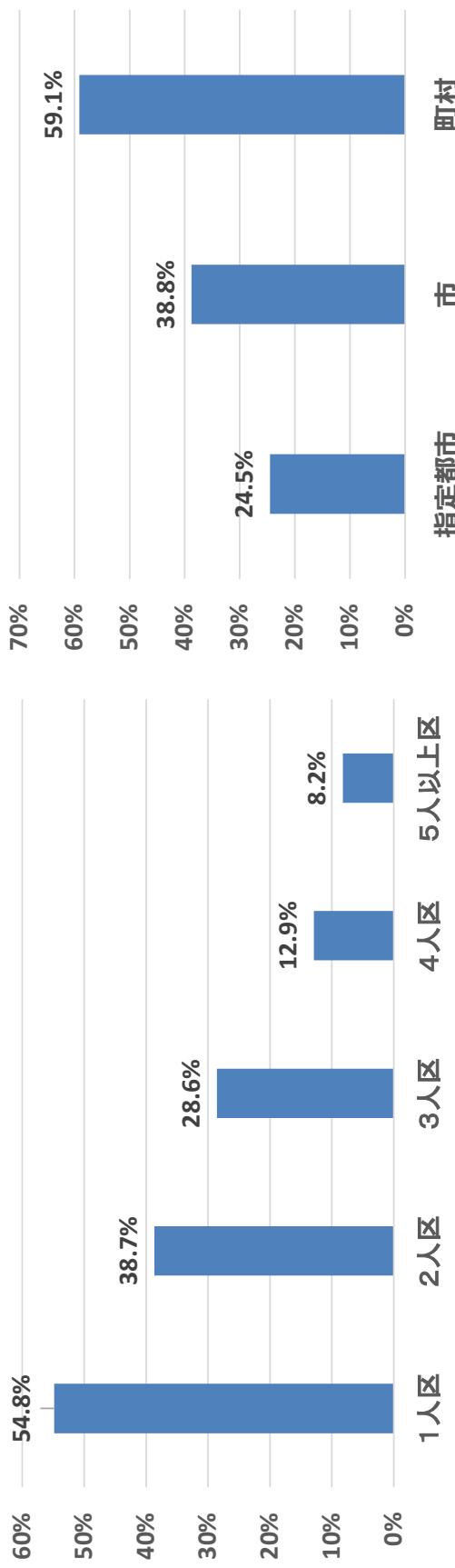
- ・ 地方議會議員選舉に立候補した者が休暇を取得するなどした場合に、解雇や配置転換等の不利益な取扱いを受けることがないようすることについて、労働法制のあり方にも留意しながら検討する必要がある。
- ・ また、公務員の立候補制限や地方議会の議員との兼職禁止の緩和についても、議員のなり手不足を解消するのに有用な方策の一つと考えられるところであり、行政の中立性・公平性等の要請にも配慮しつつ、引き続き検討する必要がある。

## 3 今後の検討の方向性

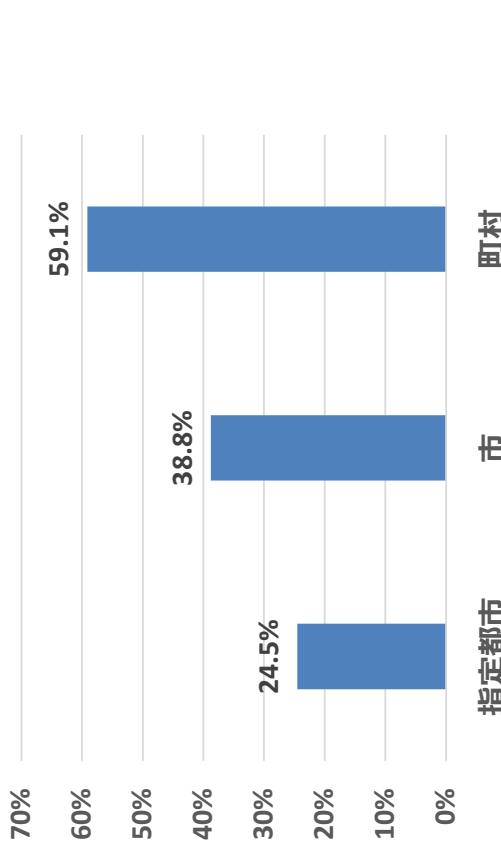
- ・ 議会制度や議会運営のあり方、議員に求められる役割及び多様な層の住民の参画について、今後とも幅広く検討を進めていく必要がある。
- ・ その際、議会運営や住民参加の取組等におけるデジタル化への対応や団体規模に応じた議会のあり方についての新たな選択肢の提示等も含めて引き続き検討すべきである。

# 平成31年統一地方選 都道府県議会議員選挙における無投票選挙区数の状況

## 定数別無投票選挙区数の割合



## 地域別無投票選挙区数の割合

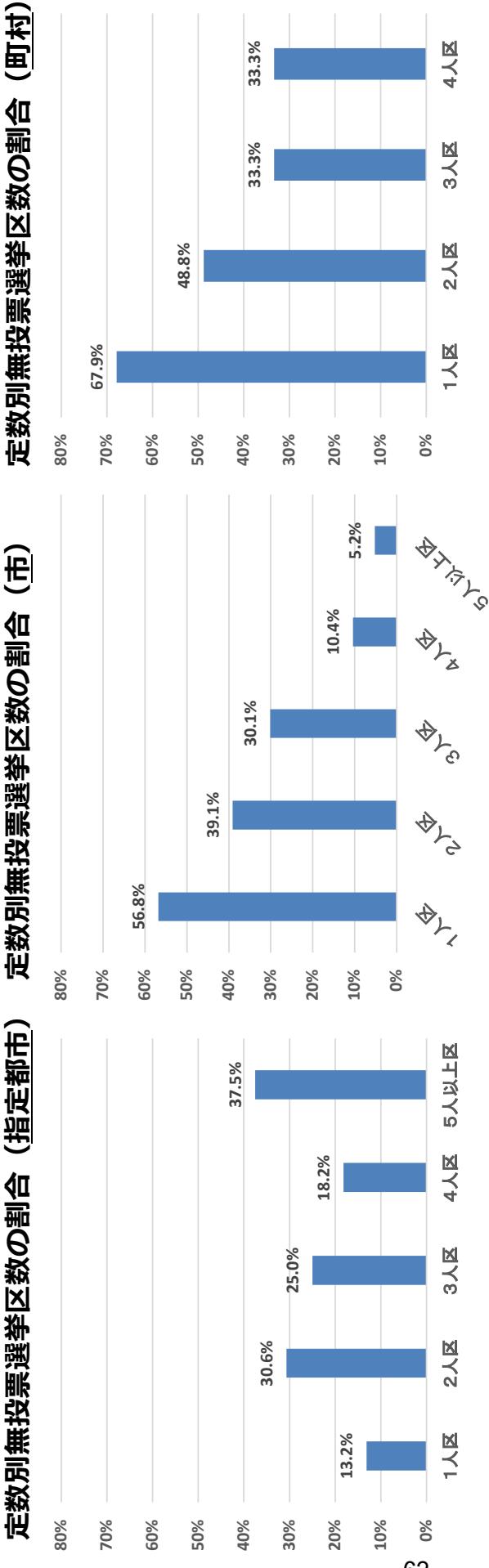


(参考資料27)

※「指定都市」「市」は、町村が選挙区に含まれている場合を含む。

※第2回(令和元年8月30日)参考資料

# 平成31年統一地方選 都道府県議会議員選挙における無投票選挙区数の状況



選挙区種別	選挙区数	無投票選挙区数	無投票選挙区割合
1人区	50%	25	50%
2人区	40%	16	40%
3人区	30%	12	30%
4人区	40%	16	40%
5人以上区	20%	8	20%
合計	100%	64	64%

選挙区種別	選挙区数	無投票選挙区数	無投票選挙区割合
1人区	30%	10	30%
2人区	30%	10	30%
3人区	30%	10	30%
4人区	30%	10	30%
5人以上区	20%	8	20%
合計	100%	48	48%

選挙区種別	選挙区数	無投票選挙区数	無投票選挙区割合
1人区	250	142	56.8%
2人区	197	77	39.1%
3人区	73	22	30.1%
4人区	48	5	10.4%
5人以上区	77	4	5.2%
合計	645	250	38.8%

# 供託額の変遷

	昭和25年 公選法制定(注1)	27年 法改正	31年 法改正	37年 法改正	44年 法改正	50年 法改正	57年 法改正	平成4年 法改正	6年 法改正	令和2年 法改正
衆議院議員	30,000 (20,000)	100,000 100,000	100,000 150,000	300,000 1,000,000	1,000,000 3,000,000	2,000,000 2,000,000	3,000,000 3,000,000	名簿登載者数1人につき 6,000,000 6,000,000	小選挙区 3,000,000 3,000,000	小選挙区 3,000,000 3,000,000
参議院議員	全国区 (比例代表選挙) 30,000 (20,000)	100,000 100,000	200,000 100,000	300,000 150,000	600,000 300,000	2,000,000 1,000,000	4,000,000 2,000,000	名簿登載者数1人につき 6,000,000 6,000,000	名簿登載者数1人につき 6,000,000 6,000,000	名簿登載者数1人につき 6,000,000 6,000,000
都道府県知事	地方区選挙 30,000 (20,000)	100,000 100,000	100,000 150,000	300,000 300,000	1,000,000 1,000,000	3,000,000 2,000,000	2,000,000 3,000,000	3,000,000 3,000,000	3,000,000 3,000,000	3,000,000 3,000,000
都道府県議会議員	10,000 20,000	20,000 30,000	20,000 60,000	30,000 200,000	60,000 400,000	200,000 400,000	400,000 600,000	600,000 600,000	600,000 600,000	600,000 600,000
指定都市の長	— —	— —	— —	100,000 25,000	200,000 50,000	600,000 150,000	1,200,000 300,000	2,400,000 500,000	2,400,000 500,000	2,400,000 500,000
一般市議会議員	15,000 5,000	25,000 10,000	25,000 15,000	40,000 30,000	80,000 100,000	250,000 200,000	500,000 300,000	1,000,000 300,000	1,000,000 300,000	1,000,000 300,000
一般市長	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —
町村議會議員	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	150,000

【参考資料28】

(根拠条文) 公職選挙法第92条

- (注) 1. 昭和25年の（ ）内の金額は、候補者が供託金の他に納付することになっていた公當分擔金である。
- 2. 名簿登載者のうち重複立候補者については、1人につき300万円である。
- 3. 町村議會議員に係る供託制度については、令和2年12月12日施行である。

## 選挙運動期間の変遷

【参考資料29】

	昭和25年 制定	昭和26年 改正	昭和27年 改正	昭和31年 改正	昭和33年 改正	昭和37年 改正	昭和44年 改正	昭和58年 改正	平成4年 改正	平成6年 改正
衆議院議員	30日		25日		20日				15日	14日
参議院議員	30日			25日		23日			18日	17日
都道府県知事	30日		25日						20日	17日
都道府県議會議員	30日		30日	15日			12日	9日		
指定都市の長	20日								15日	14日
指定都市の議會議員	20日			15日			12日	9日		
一般市の長	20日		15日	10日					7日	
一般市の議會議員	20日		15日	10日					7日	
町村長	20日		10日	7日					5日	
町村委会議委員	20日		10日	7日					5日	